

**三重県男女共同参画基本計画
第三次実施計画**

平成19年10月

三 重 県

目 次

第1章 第三次実施計画の策定にあたって	1
第2章 施策の方向、施策及び実施事業	
I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	4
II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	13
III 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進	
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	22
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	31
III-III 家庭・地域における男女共同参画の推進	36
IV 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	
IV-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	44
IV-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	52
第3章 計画の推進	62
(参考資料)	
第三次実施計画における指標及び目標一覧	72
参考データ	76

第1章 第三次実施計画の策定にあたって

三重県では、2000年（平成12年）に「三重県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2002年（平成14年）に三重県男女共同参画基本計画を策定しました。また、2007年（平成19年）3月には、社会経済情勢の変化等に対応し、計画の一部改訂を行いました。

1 第三次実施計画策定の趣旨

（1）基本計画の着実な推進

第三次実施計画は、改訂を行った三重県男女共同参画基本計画を着実に推進するため策定するものであり、期間を定めて、施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、できるだけ具体的な事業を掲げます。

（2）目標の設定

第三次実施計画では、できるだけわかりやすく、具体的な目標を設定します。また、参考資料として、男女共同参画の現状を表すデータを示します。

2 実施計画の期間

計画の期間は、2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）までの4年間とします。

県の総合計画「県民しあわせプラン」第二次戦略計画との整合をはかりながら、推進します。

3 重点的に取り組む事項

男女共同参画に関する施策の推進にあたって、第三次実施計画期間においては、次の事項を重点的に進めます。

（1）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠ですが、まだ十分とは言えない状況です。

そのため、県は、審議会等において男女のバランスがとれた委員の登用促進に努めるとともに、女性職員の登用、職域拡大を進めます。また、市町や企業等に対して、ポジティブ・アクションについての理解の促進と普及をはかります。

（2）チャレンジ支援の推進

少子高齢化が進む中、活力ある社会を維持していくためには、女性が自己の適性・希望を客観的に見極め、意欲、能力に応じて社会のさまざまな分野で活躍できるようにすることが重要です。

このため、意欲のある女性が就業をはじめとした社会参画を通じて、自己の能力を十分発揮できるように、個人の状況に応じた支援を行います。

(3) 市町との連携強化

男女共同参画を推進するためには、地域における取組が重要です。

県は、市町の主体性を尊重しながら、計画等の策定、研修や事業の実施などを積極的に支援するとともに、協働で取り組みます。

(4) 男女共同参画意識の普及

男女共同参画に関する意識は、徐々に浸透しつつあるものの、まだ十分でなく、一人ひとりの理解の促進をはかる必要があります。

県は、男女共同参画センター「フレンテみえ」等を通じて、誰もが身近に感じられる効果的な啓発を展開するとともに、企業や男性等に対して、積極的な取組を行います。

(5) 家庭・地域・働く場における男女共同参画への取組支援

男女共同参画を推進するためには、男女がともに家庭や地域の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスがとれた生活ができるようにすることが大切です。

そのため、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けて就労環境整備に取り組む事業所等への支援を行います。また、地域における男女共同参画を推進するため、市町と連携・協働して取り組むとともに、防災等新たな取組を必要とする分野における男女共同参画を推進します。

(6) 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

平成17年度に県が実施した意識調査では、2%の人が「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」と答えています。このような状況に対応するため、改正DV防止法に基づき平成18年3月「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定しました。

県では、関係機関と連携しながら、計画にそって総合的な対策を進めいくとともに、DVをはじめとする性別に基づく暴力は許さないという社会意識の普及啓発をはかります。

留意事項

※【第三次実施計画の事業】には、計画期間中に終了する事業が含まれます。

※ 第2章および第3章において、「基本計画の施策」中、「◎」は改訂計画の重点事項の関連施策等です。

三重県男女共同参画基本計画（改訂版）・実施計画の体系

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)



第2章 施策の方向、施策及び実施事業

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

- ◎ 「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との国の目標をふまえ、県においても、効果的な取組を進めます。

【地域・社会】

- ・ 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程にともに参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- ・ 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女がともに参画しています。

【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

【第二次実施計画の総括】

県の審議会等委員への女性の登用は、「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」に基づき、個々の審議会において男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう全庁的な取組を進めました。

県における女性職員の登用については、「女性登用の推進」を人事異動方針の項目に掲げ、管理職等への登用や、さまざまな業務を経験する中でマネジメント能力を培う取組を行ってきました。また、キャリアステージ研修やマイセルフ研修等を通して職員の能力開発機会の充実をはかってきました。

事業者への働きかけとしては、シンポジウム等の開催による関係機関と連携した普及啓発のほか、表彰企業における取組事例紹介などを通じ、取組の推進をはかりました。

政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、まだ不十分な状況です。また、市町によって取組に差があり、政策・方針決定過程への参画促進を働きかけていくことが必要です。

【第三次実施計画での取組方針】

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

県の審議会等委員への女性登用促進については、引き続き「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」等に基づき、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう、全庁的に取り組むとともに、女性委員のいない審議会等については、早急に改善に向け積極的な取組を行います。

また、県における女性職員の登用に向けて、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務が経験できるよう、職員の積極的登用と適材適所の人事配置を行っていくとともに、労使協働の取組による意見交換等などを通じ、女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境の整備に取り組んでいきます。

さらに、女性の農業委員の登用や市町議会議員の選出など、地域における男女共同参画が進むよう、住民に身近な存在である市町の取組を支援します。

女性のチャレンジを支援するため、関係機関からなる「三重県チャレンジ支援推進連携会議」を設置しネットワークを構築するとともに、情報提供などの支援拠点「みえチャレンジプラザ」を設置します。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
県・市町の審議会等における女性委員の登用率	(2006年度) 22.3%	25.0%

- ・ 地方自治法（第202条の3）に基づき、県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合

1 県の審議会等委員への女性登用

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会委員等へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

【基本計画の施策】

- 「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」などを活用しつつ、計画的に女性委員の登用をはかります。
- 委員構成の見直し、団体推薦などに係る委員への女性の参画の促進、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。
- 女性リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	(2006年度) 49.4%	57.3%

- ・ 県の審議会等のうち、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない審議会等の割合

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成19年8月1日施行）等に基づき、県の審議会等への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう努めます。	全部局
○ 委員構成の見直し、公募委員制の導入検討、推薦団体等への働きかけなど男女が審議会等に参画しやすいしくみづくりを進めます。	全部局
○ 審議会等委員に男女共同参画について理解を深めるための機会を提供します。	生活部ほか全部局
○ 女性リーダーを養成し、エンパワーメントを支援します。	生活部ほか関係部局
○ 個人情報に配慮しつつ、人材リストを整備充実し、活用をはかります。	生活部

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義をふまえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。
そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

【基本計画の施策】

- 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- 多様な能力開発の研修を計画的に実施し、女性職員の受講に配慮するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行うなど、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。
- 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。
- 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組が進むよう働きかけます。
- 仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境整備を進めます。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
	(2007. 4. 1)	(2011. 4. 1)
室長以上の女性職員数	34人	50人

・知事部局における室長以上の女性職員数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。（第3章-1）	総務部
○ 教職員の管理職への登用にあたっては、公立小中学校及び県立学校教職員人事異動実施要領に基づき、女性の積極的な登用をはかります。	教育委員会
○ 女性職員の管理職等への希望が少ない理由及び、管理職等としての魅力・やりがいについての聞き取り調査等を行い、女性職員の管理職等への登用を推進します。	教育委員会
○ 人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。（第3章-1）	全部局
○ 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、採用試験の広報に際しては女性を対象とした情報提供を継続的に行っていきます。（第3章-1）	人事委員会
○ キャリアステージ研修、派遣研修、マイセルフ研修等、職員に能力開発の機会を提供します。	総務部
○ 女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を目指し、労使協働の取組による意見交換等を行います。（第3章-1）	総務部ほか全部局

○ 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。	総務部 生活部
○ 県の外郭団体等において、女性職員の採用・登用・配置に配慮がなされるよう働きかけます。	関係部局
○ 県において、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、多様な勤務形態等の導入について検討を進めるため、労使協働の取組による意見交換なども実施しながら、次世代育成支援行動計画を計画的かつ着実に推進します。（Ⅲ－Ⅰ－4の再掲）	総務部
○ 教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」を着実かつ効果的に推進するため、次世代育成支援推進委員会を定期的に開催し、プランの進捗管理等に努めます。（第3章－1の再掲）	教育委員会

3 市町への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介など、市町の状況に応じた支援を行います。

【基本計画の施策】

- 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について理解が進むよう、市町へ積極的に働きかけます。
- 県および市町の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	(2006年度) 58.6%	75.0%

・県内29市町のうち、男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、さまざまな機会を活用して、市町との情報交換を行います。	生活部
○ 市町長や団体の長等に対してインタビューを実施することにより、市町長や団体の長等の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。（Ⅰ－4、第3章－5）	生活部

○ 市町における男女共同参画に関する職員研修等を支援します。	生活部
○ 市町が男女共同参画施策を計画的に実施するための、基本計画策定に向けた気運の醸成、取組の支援を行います。（第3章-5）	生活部
○ 各農業委員会における女性農業委員の複数確保に向けて、市町に対して働きかけを行います。（Ⅲ-Ⅱ-1の再掲）	生活部 農水商工部
○ 市町における審議会等委員への登用が進むよう、人材に関する情報を提供します。	生活部
○ 市町における審議会等への女性の登用状況、登用促進のための取組を調査するとともに、情報提供を行います。	生活部

4 事業者等への働きかけ

企業の社会的責任等の観点から、男女共同参画および女性のエンパワーメントが必要であることについて普及啓発を行い、企業、教育・研究機関、その他各種団体等事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

【基本計画の施策】

- 事業者等に対する意識啓発を行い、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介など、事業者が男女共同参画に取り組む動機付けとなるような施策を実施します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
企業表彰数（累計）	(2006年度) 15	23

- ・「男女がいきいきと働いている企業」表彰企業数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。（Ⅲ-I-1の再掲）	生活部
○ 事業主向けのセミナーや「みえ出前トーク」、「フレンテトーク」等を通じて、女性の登用を働きかけます。	生活部

<p>○ 市町長や団体の長等に対してインタビューを実施することにより、市町長や団体の長等の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。（Ⅰ－3の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。（Ⅲ－Ⅰ－2の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 関係機関等と連携し、パートタイム労働者及び事業主向けにセミナーを開催するとともに、リーフレット等によりパート労働法等の周知・啓発に努めます。（Ⅲ－1－4の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 事業者（労務管理者）及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。（Ⅲ－1－5の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 事業者を対象に労働相談事例の紹介などを行い、職場における労使コミュニケーションの促進に努めます。（Ⅱ－4）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 労使コミュニケーション診断を推進することで、企業の積極的な就労環境整備の意識づくりを行います。（Ⅲ－Ⅰ－5の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及をはかります。（Ⅰ－6の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。（Ⅰ－6、Ⅱ－4、Ⅲ－Ⅰ－2）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。（Ⅲ－Ⅰ－5の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 公共工事の総合評価方式の評価項目を拡充し、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など、企業の社会的責任等も評価を行います。（Ⅲ－Ⅰ－2の再掲）</p>	<p>県土整備部</p>
<p>○ 入札金額だけでなく、企業の技術力や社会貢献度、男女共同参画への取組等を評価して落札者を決める総合評価落札方式の一般競争入札を推進します。（Ⅲ－Ⅰ－2の再掲）</p>	<p>生活部 出納局</p>

5 地域における男女共同参画への取組支援

男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進めるとともに、地域における共同参画を阻害している慣行の見直しを促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

【基本計画の施策】

- 男女が地域活動に参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPOなどと連携をはかりながら、普及啓発を行います。
- 地域における方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。
- ◎ 新たな取組を必要とする、防災（災害復興を含む）、地域づくり、観光、環境分野などに男女がともに参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町、団体等に働きかけます。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
	(2006年度)	
チャレンジサポーターの活動件数	—	1,080件

- ・チャレンジサポーターが情報提供や啓発などの活動を行った件数

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
	(2006年度)	
環境教育参加者数	20,508人	22,500人

- ・県環境学習情報センターの指導者養成講座や環境講座、体験教室、社会見学、イベント等の環境教育に参加した人数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 日本まんなか共和国男女共同参画交流事業に県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成をはかります。（第3章-6の再掲）	生活部
○ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（Ⅲ-Ⅲ-4の再掲）	生活部
○ 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（Ⅲ-Ⅲ-4の再掲）	生活部
○ 地域におけるチャレンジ支援を推進するため、県内各地域にチャレンジサポーターを設置・養成し、情報提供や助言等を行います。（Ⅰ-6、第3章-8）	生活部
○ チャレンジサポーター会議を開催し、チャレンジサポーター間のネットワークを構築します。（Ⅰ-6、第3章-8）	生活部

<p>○ セミナーの開催などにより、チャレンジサポーター、市町、県等が協働して、地域の特性に応じたチャレンジ支援の普及をはかるとともに、地域のチャレンジモデルを発掘してインタビューを実施し、事例集を作成します。 (I-6、第3章-8)</p>	生活部
<p>○ 男女がともに参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上をはかります。(III-III-4の再掲)</p>	防災危機管理部
<p>○ 「三重県観光振興プラン」に基づき、男女共同参画の視点もふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。 (III-III-4の再掲)</p>	農水商工部
<p>○ 男女共同参画の視点もふまえた地域づくりが行われるよう、市町と連携しながらその取組を支援します。(III-III-4の再掲)</p>	政策部
<p>○ あらゆる主体の環境保全活動への積極的な参画を推進するとともに、多様な環境教育の場や機会を提供することにより、環境分野に男女がともに参画できる機会の確保に努めます。</p>	環境森林部

6 ポジティブ・アクションの普及と女性のチャレンジ支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクションについて、市町、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。
また、女性のチャレンジ支援を進めます。

【基本計画の施策】

- ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解の促進と普及をはかります。
- ◎ さまざまな分野において女性が政策・方針決定過程に参画する「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」を支援する取組を推進します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2010年度)
県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数	(2006年度) -	2,700人

- ・ 社会参画を希望する女性や高齢者を対象とした相談、シンポジウム、就職面接会等の事業に参加した人数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及をはかります。(I-4、III-I-2)	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。(I-4の再掲)	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。(III-I-2の再掲)	生活部
○ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。(II-4の再掲)	生活部
○ 女性のチャレンジ支援を総合的に支援するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。(第3章-8の再掲)	生活部
○ 女性のチャレンジの気運醸成やその支援を啓発するため、ロールモデル等による講演及びシンポジウム等を開催します。(III-II-4)	生活部
○ 女性のチャレンジ支援策を効果的に進めるため、ニーズ調査や検証のための調査研究を行うとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。(第3章-3の再掲)	生活部
○ チャレンジしたい女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載したハンドブック等を作成するとともに、チャレンジ支援情報を掲載した総合サイトを開設して支援情報の一元化をはかります。(第3章-8の再掲)	生活部
○ 意欲のある女性等の就業をはじめとした社会参画を支援するため、「みえチャレンジプラザ」を設置し、関係機関と連携して、情報提供や相談など必要な支援を行います。(III-I-4の再掲)	生活部
○ 地域におけるチャレンジ支援を推進するため、県内各地域にチャレンジサポーターを設置・養成し、情報提供や助言等を行います。(I-5の再掲)	生活部
○ チャレンジサポーター会議を開催し、チャレンジサポーター間のネットワークを構築します。(I-5の再掲)	生活部
○ セミナーの開催などにより、チャレンジサポーター、市町、県等が協働して、地域の特性に応じたチャレンジ支援の普及をはかるとともに、地域のチャレンジモデルを発掘してインタビューを実施し、事例集を作成します。(I-5の再掲)	生活部

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ・ 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- ・ 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

【家庭】

- ・ 家族が互いに尊重しあい、家族の一員としてともに責任を担って、協力しあっています。
- ・ 子どもたちに対しては、男女共同参画意識に基づいて、家庭教育が行われています。

【働く場】

- ・ 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- ・ 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

【第二次実施計画の総括】

男女共同参画センター「フレンテみえ」を中心とした啓発事業や出前トーク等の実施、住民や行政等からなる地域特性に応じた実践組織の取組、三重県男女共同参画推進連携会議（アイリスネットワーク）による県内各種団体との連携などを通じて、県民各層に対する男女共同参画意識の普及に向けた取組を行いました。

男女共同参画についての理解を促進するため、報道機関への積極的な情報提供を行い、また企業への啓発として、標語等を印刷した啓発テープを配布、企業表彰の実施、表彰企業の取組事例をパンフレットやホームページで紹介するなどの取組を行いました。学校等における男女共同参画教育の推進として、リーフレットやネットワーク等を活用した男女共同参画に関する教員への校内研修の実施や、教科や総合的な学習の時間等を利用して、男女共同参画への理解や自己のあり方、生き方について生徒自ら考える機会を提供しました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担意識の考え方について、「同感しない・どちらかといえば同感しない」人の割合は増えておらず、今後は男女共同参画のプラス側面を積極的に広報していく必要があります。

【第三次実施計画での取組方針】

男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター「フレンテみえ」等を中心に、わかりやすい広報・啓発活動を展開するとともに、各種団体、市町等と連携・協働して各主体の自主的な活動を支援していきます。学校等における男女共同参画教育の推進については、引き続き男女共同参画の理念について理解する研修等に取り組んでいくとともに、保護者や地域に対してはPTAの会合等の場で男女共同参画の理念を広めていきます。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
男女共同参画センター主催事業への参加者数	(2006年度) 10,269人	毎年 10,000人以上

1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

男女共同参画意識の普及をはかるために、NPO、各種団体、市町等と協働しながら、県民の身近なところで幅広い活動を展開していきます。

また、男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等について、自主的に点検、見直しが行われるよう、多様な媒体を通じた、わかりやすい広報・啓発を行います。

【基本計画の施策】

- 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様な媒体を活用し、男女共同参画意識の普及をはかります。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行等の見直しを促進します。
- 性別による固定的役割分担にとらわれない男女の多様な生き方を社会に浸透させるため、県の広報表現のあり方について検討し、率先して取り組みます。
- 団体、企業、行政などの連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行います。
- NPO等が行う男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動等を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- 男女共同参画の理念について、誤解の解消に努め、わかりやすい広報・啓発を進めます。
- ◎ 男性にとっての男女共同参画の意義と責任や、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を展開します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値 (2010年度)
男女共同参画センター主催事業への参加者数	(2006年度) 10,269人	毎年 10,000人以上

目標項目	現状値	目標値 (2010年度)
男女共同参画フォーラム (ホールイベント) での男性参加率	(2006年度) 40.0%	毎年 30.0%以上

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画推進について、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体への積極的な情報提供を行います。	生活部
○ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、直接、県民に男女共同参画についての理解を促進するとともに、県民の男女共同参画に対するニーズを把握します。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報コーナー、ホームページの充実、情報誌「フレンテ」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を充実します。(第3章-7の再掲)	生活部
○ ポスター、パンフレット、チラシなど県の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。	全部局

<p>○ 「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」 「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）」 「人権週間（12月4日～12月10日）」 「農山漁村女性の日（3月10日）」 等、さまざまな機会を通じて広報活動を展開します。</p>	<p>生活部 農水商工部ほか 全部局</p>
<p>○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（Ⅲ－Ⅲ－1、Ⅲ－Ⅲ－4、第3章－6、第3章－7）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、6月を男女共同参画強調月間として、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。（第3章－7の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある人を対象としたセミナー等を開催します。（Ⅱ－3の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女共同参画に関する基本的な考え方について、国の最新動向を常に把握するとともに、パネルやパンフレット等各種啓発資料等を充実します。</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、県民人権講座の開催や企業向けの研修教材の作成など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。（Ⅳ－Ⅱ－1）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 世界人権宣言の趣旨を広く周知するとともに、人権問題解決に向けて、人権や福祉分野のNPO等と協働して、幅広い年齢層から多数の参加を得て人権フォーラムを開催し、県民の人権尊重意識の気運を高めます。（Ⅳ－Ⅱ－1）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる地域づくりを推進するため、県民や団体等と協働しながら、地域が主体となった人権が尊重される多様なまちづくり活動を支援します。（Ⅳ－Ⅱ－1）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し男性参加者の増加のため積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（Ⅲ－Ⅲ－1、第3章－7）</p>	<p>生活部</p>

2 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりが男女共同参画について理解し、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

【基本計画の施策】

- 教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。
- 男女共同参画意識の普及に関する効果的な指導方法について、調査・検討を行います。
- 男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。
- 子どもたちが、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことのないよう、指導や学校運営の点検・見直しを進めます。
- 総合的な学習の時間等を活用し、自己のあり方や生き方、家庭生活や社会参加について、児童、生徒が自ら考える機会を提供します。
- 男女が、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を学習する家庭科教育を推進します。
- 学校行事、PTA活動などを利用して、保護者に対する男女共同参画意識の普及をはかります。
- 男女共同参画の理念をふまえ、子どもたちが主体的に進路を選択・決定できるよう、家庭と学校の連携を密にした指導の充実に努めます。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(2006年度) 63.9%	80.0%

・各幼稚園、小中高において男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
教科等に男女共同参画の視点を位置つけた学校の割合	(2006年度) 88.1%	95.0%

・各幼稚園、小中高において教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校の割合

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する教育を進めていくために、総合教育センター等において、教職員を対象に研修を実施します。 初任者研修、教職経験者研修、ITを活用した教職員研修 等	教育委員会
○ ITを活用した研修において、男女共同参画の理念や用語等の理解につながる研修を実施するとともに、現実の事象への適用の仕方などの研修もできるように、新しいコンテンツの作成・充実に取り組みます。	教育委員会
○ 学校教育において、各教科や総合的な学習の時間等に男女共同参画の視点を位置付け、児童生徒に男女共同参画についての理解を深める教育を推進します。	教育委員会
○ 学校等において、男女共同参画の視点に立って、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。	教育委員会
○ 進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、幅広い情報収集・情報提供を行うとともに、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう指導します。	教育委員会

○ 児童生徒が、望ましい職業観・勤労観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、小学校から高等学校まで発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	教育委員会
○ 私立学校の教職員の人権、男女共同参画についての認識を深め、性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育の支援を行います。	生活部
○ 家庭科等の学習において、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を認識させる教育を推進します。	教育委員会
○ 学校等での研修の充実をはかるとともに、PTAの会合等を利用して研修の機会を設け、児童生徒や教職員、保護者などの男女共同参画についての意識を高めます。	教育委員会

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある県民が男女共同参画に関する理解を深めたり、地域リーダーを育成するための研修機会を充実します。

【基本計画の施策】

- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と生涯学習機関が連携をはかり、男女共同参画の視点に立ち、多様なニーズに応じた学習機会を充実します。
- 公民館等社会教育施設の講座担当者に対し、研修を充実します。
- 誰もが学習活動に参加しやすいよう、託児サービス、休日・夜間開催など、参加者の立場に立った配慮を行います。
- 社会のリーダー的な立場にある県民を対象とした研修を充実します。
- 家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための研修や情報提供を充実します。
- 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるように、エンパワメントの機会を拡充します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2010年度)
男女共同参画センター「フレンテみえ」のホームページへのアクセス件数	(2006年度) 26,309件	毎年 24,000件以上

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。(第3章-7の再掲)	生活部

○ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（Ⅲ－Ⅲ－４の再掲）	生活部
○ 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（Ⅲ－Ⅲ－４の再掲）	生活部
○ 社会教育主事等社会教育担当者を対象に、生涯学習の現代的課題（男女共同参画）についての研修会を開催します。	教育委員会
○ 各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいような配慮を行うよう努めます。（第3章－7）	生活部ほか全部局
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（Ⅱ－1、Ⅱ－4、Ⅲ－Ⅰ－1、Ⅲ－Ⅰ－5）	生活部
○ 子育てやしつけなど、家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実をはかります。（Ⅲ－Ⅲ－1）	教育委員会
○ 家庭教育等に関する専門的な知識や技能をもった指導者（親育ちサポーター等）の資質の向上をはかり、地域の教育力の活性化をはかります。	教育委員会
○ 親が自信を持って子育てができるように、子どもとのコミュニケーションのとり方や子どもの能力の伸ばし方などを学習するためのプログラムを作成するとともに、地域子育て支援センターや学校等でのプログラムの活用を進めます。（Ⅲ－Ⅲ－2）	教育委員会
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。（第3章－7の再掲）	生活部
○ 日本まんなか共和国男女共同参画交流事業に県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成をはかります。（第3章－6の再掲）	生活部

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、事業者を対象とした普及啓発を実施します。

【基本計画の施策】

- 男女雇用機会均等法など労働関係法規の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、職場における固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度、慣行などの解消に向けた啓発を行います。
- 事業活動における男女共同参画を推進する取組についての情報提供、啓発を実施します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
	(2006年度)	
「三重の労働」発行回数（累計）	7回	31回

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。（Ⅲ－Ⅰ－Ⅰの再掲）	生活部
○ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。（Ⅰ－Ⅵ、Ⅲ－Ⅰ－Ⅰ）	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。（Ⅲ－Ⅰ－Ⅱの再掲）	生活部
○ 事業者を対象に労働相談事例の紹介などを行い、職場における労使コミュニケーションの促進に努めます。（Ⅰ－Ⅳの再掲）	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。（Ⅰ－Ⅳの再掲）	生活部
○ 関係機関等と連携し、パートタイム労働者及び事業主向けにセミナーを開催するとともに、リーフレット等によりパート労働法等の周知・啓発に努めます。（Ⅲ－Ⅰ－Ⅳの再掲）	生活部
○ 事業者（労務管理者）及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。（Ⅲ－Ⅰ－Ⅴの再掲）	生活部
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。（Ⅲ－Ⅰ－Ⅴの再掲）	生活部
○ 女性のチャレンジ支援を総合的に推進するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。（第3章－8の再掲）	生活部
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（Ⅱ－3の再掲）	生活部
○ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、企業の男女共同参画に関する研修機会を支援します。（Ⅲ－Ⅰ－Ⅰ）	生活部

5 メディアへの対応

県民の意識形成に大きな影響力を持つメディアに対し、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めています。

また、県民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実します。

【基本計画の施策】

- メディアに対して、男女共同参画の視点に立った表現についての理解を求めるとともに、メディアの自主的な取組を促進します。
- 男女共同参画に関する県の事業などについて、積極的に情報提供を行います。
- 近年急速に普及したインターネットを始めさまざまなメディアに対する県民のメディア・リテラシーを高める教育、学習手法について、調査・検討を行い、実施します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
メディアへの情報提供数	(2006年度) 28件	毎年 24件以上

・男女共同参画に関してメディアへ情報提供を行った件数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ インターネット等の新しいメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、メディアに対して理解と協力を求めます。	生活部
○ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対して、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行います。	生活部
○ 県民のメディア・リテラシーに関する学習を支援します。	生活部

6 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画については、国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から国際交流、国際協力および外国人住民との共生をめざす活動を支援します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する国際的な取組などについて、情報収集し、県民へ提供するとともに、県の施策に反映するよう努めます。

- 本県が友好（姉妹）提携している国・地域との交流を深め、男女共同参画に関する情報交換等を行うなどにより、連携を進めます。
- NPO等による国際交流、国際協力および外国人住民との共生を進める活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
（財）三重県国際交流財団および市町国際交流協会の会員数	（2006年度） 2, 7 0 6 人・団体	2, 8 5 0 人・団体

・市町国際交流協会等に加入して活動している会員数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。（第3章-3、第3章-7）	生活部
○ 本県が友好（姉妹）提携している国・地域との交流を深め、男女共同参画に関する情報交換等を行うことにより、連携を進めます。	生活部
○ 国籍や民族などの異なる人びとが、対等な関係のもとで互いの文化的な違いを認め合うとともに、外国人住民を含む県民一人ひとり、NPO、企業、市町、県、国など多様な主体が連携・協働し、主体的に多文化共生社会づくりを推進します。	生活部
○ NPO等による外国人住民との多文化共生社会づくりをめざす活動、国際貢献や国際交流活動を支援するとともに、担い手のエンパワーメントを促進します。	生活部

Ⅲ 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 家庭や地域を大切にしている意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- ・ 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

【働く場】

- ・ 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- ・ 一人ひとりのライフスタイルにあわせた多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。
- ・ 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっていきます。

【第二次実施計画の総括】

雇用等の分野における男女共同参画推進のため、男女雇用機会均等法やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）、多様な働き方などについて理解を深めるためのセミナーを開催しました。

「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰では、表彰を受けた企業の取組をパンフレットに掲載・配布し、事業者等に広報を行いました。

次世代育成支援対策推進法に基づく従業員規模300人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況について、関係機関等と連携をして、啓発に努めました。

公共工事の総合評価方式の評価項目拡充について、『男女共同参画』や『次世代育成支援』などの企業の社会的責任（CSR）等にかかる項目を追加しました。

しかし、平成17年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、職場における男女の地位や働きやすさについてはまだ課題が残っています。

【第三次実施計画での取組方針】

仕事と家庭生活の両立ができる環境整備のため、育児・介護休業法の周知や、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しについて、企業等に対し啓発を行っていきます。啓発のためのセミナーにおいては、より多くの人に参加できるよう、開催場所や広報について関係機関との連携をはかりながら検討していきます。

引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」について、従業員規模300人以下の中小企業に対する計画の策定およびその取組を関係機関と連携しながら働きかけます。また「みえ次世代育成支援ネットワーク」の活動促進と参加企業の増加をはかり、企業における次世代育成支援などの取組を促します。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
男女格差の是正に取り組んでいる企業の割合	(2006年度) 18.3%	37.2%

- ・雇用慣行や性別役割分担などが原因で男女労働者間に事実上生じている格差の是正を目的として行う措置に取り組んでいる企業の割合（三重県中小企業貸金等実態調査）

1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

職場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

【基本計画の施策】

- 職場における固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するため、シンポジウムやセミナーを開催するなど普及啓発を行います。
- さまざまな分野で活躍する男女を紹介するなど、男女共同参画の気運づくりを進めます。
- 2007年（平成19年）4月施行の、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法について、関係機関と連携して普及啓発を行います。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
事業者向け研修会等への参加者数	(2006年度) 363人	370人

- ・ポジティブ・アクション推進セミナーなど事業主向けの研修会等への参加者数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（II-3の再掲）	生活部
○ 女性のチャレンジ支援を総合的に推進するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。（第3章-8の再掲）	生活部
○ 「みえ出前トーク」や「フレンテトーク」等により、企業の男女共同参画に関する研修機会を支援します。（II-4の再掲）	生活部
○ 情報誌「フレンテ」やホームページなどを活用し、働く場における男女共同参画の気運づくりを進めます。	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を発揮することができる職場づくりのため、シンポジウム、セミナー等を開催します。（I-4、II-4）	生活部

<p>○ 新規学卒者に対し、男女雇用機会均等法や労働基準法をはじめとする各種法律や諸制度についての知識の習得と職業観の確立のための機会を提供します。</p>	生活部
<p>○ 雇用の場における男女共同参画推進のための各種情報を、県発行の広報紙「三重の労働」及びホームページ等に掲載し、関係機関との連携により、幅広く情報発信をします。(II-4の再掲)</p>	生活部
<p>○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。(III-I-5の再掲)</p>	生活部
<p>○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。(III-I-2の再掲)</p>	生活部
<p>○ 人権の視点から捉えた企業等の社会的責任について、三重県版のガイドラインを作成するための調査・研究を行うとともに、企業等における社会的責任に関する取組を支援します。</p>	生活部
<p>○ 公共工事の総合評価方式の評価項目を拡充し、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など、企業の社会的責任等も評価を行います。(III-I-2の再掲)</p>	県土整備部
<p>○ 入札金額だけでなく、企業の技術力や社会貢献度、男女共同参画への取組等を評価して落札者を定める総合評価落札方式の一般競争入札を推進します。(III-I-2の再掲)</p>	生活部 出納局

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における男女共同参画への取組を促進するため、実態を把握するとともに、表彰、事例の紹介を通じて、支援を行います。

また、ポジティブ・アクションについて、理解の促進と普及をはかります。

【基本計画の施策】

- 企業等における男女共同参画への取組について、実態を把握するための調査を定期的実施するとともに、男女共同参画の推進状況を客観的に評価できる手法を検討します。
- 男女共同参画を進めている企業等に対する表彰制度を通じて、企業の取組を支援します。
- 全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。
- ポジティブ・アクションについて、先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、企業の社会的責任の視点もふまえて情報提供するなど、理解の促進と普及をはかります。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
	(2006年度)	
管理職に占める女性の割合（役員を除く）	5.1%	10.0%

・管理職（部長相当職及び課長相当職）に占める女性の割合（三重県中小企業賃金等実態調査）

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。 （I-4、I-6、II-4、III-I-1、IV-II-3）	生活部
○ 企業等における男女共同参画への取組の実態把握を行うために、定期的な調査を実施します。	生活部
○ 男女が平等に個性や能力を發揮することができる職場づくりに積極的に取り組む企業を表彰し、その取組事例の普及を行います。 （I-4の再掲）	生活部
○ ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方法を紹介し、理解の促進と普及をはかります。（I-6の再掲）	生活部
○ 公共工事の総合評価方式の評価項目を拡充し、「男女共同参画」や「次世代育成支援」など、企業の社会的責任等も評価を行います。 （I-4、III-I-1）	県土整備部
○ 入札金額だけでなく、企業の技術力や社会貢献度、男女共同参画への取組等を評価して落札者を決める総合評価落札方式の一般競争入札を推進します。（I-4、III-I-1）	生活部 出納局

3 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、有職者および就職希望者に対する職業能力の開発と向上を支援します。

【基本計画の施策】

- 男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、社会情勢の変化やニーズに対応した職業能力開発に関する研修を充実するとともに、積極的に情報提供を行います。
- 事業者に対し、従業員の能力開発において、女性の参加機会が確保されるよう働きかけます。
- 就職希望者に対し、再就職準備のための能力開発の支援を行います。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
県が実施または支援する職業訓練への参加者数	(2006年度) 2, 433人	2, 650人

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 社会情勢の変化やニーズに対応した職業訓練の実施を進めるとともに、関係機関と連携し積極的にPR活動を行います。	生活部
○ 若年者、離転職者、障がい者、母子家庭の母等、特に支援を必要とする者を対象に、企業、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施します。	生活部
○ 出産や育児等に伴い退職した女性医師等に対し、個別の研修プログラムを実施することにより円滑な復帰を支援します。（III-I-4の再掲）	健康福祉部
○ 出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。（III-I-4の再掲）	健康福祉部
○ 就業していない看護師免許保有者に対して、再就業に必要な基本的な知識・技術の習得を支援する研修会を開催します。（III-I-4の再掲）	病院事業庁
○ 女性のチャレンジ支援を総合的に推進するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。（第3章-8の再掲）	生活部
○ 意欲のある女性等の就業をはじめとした社会参画を支援するため、「みえチャレンジプラザ」を設置し、関係機関と連携して、情報提供や相談など必要な支援を行います。（III-I-4の再掲）	生活部

4 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援

関係機関と連携しながらフレックス・タイム制度など柔軟な就業形態、情報通信機器を利用した新しい就業形態、再雇用、再就職がスムーズに行われるような雇用システムなどを調査研究し、普及のため情報提供を行います。

また、パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を行います。

【基本計画の施策】

- ライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、短時間正社員、在宅勤務、フレックス・タイム制度等多様かつ柔軟な就業形態や、再雇用制度などの雇用システムについて調査研究を行い、関係機関と連携して情報提供を行います。

- 県において柔軟な就業形態等の導入について検討を進めます。
- 就職希望者に対し、相談、情報提供、紹介などのサービスを提供します。
- ◎ 出産・育児、介護などのために離職し、再就職したい意欲のある人が、就職できるように、関係機関と連携して情報提供や相談などの再チャレンジ支援を進めます。
- 関係機関との連携をはかりながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等の周知徹底をはかります。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
柔軟な就業形態を導入している事業所の割合	(2006年度) 32.0%	38.0%

- ・在宅勤務制度、フレックス・タイム制度等柔軟な就業形態を導入している事業所の割合（三重県中小企業貸金等実態調査）

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 多様な働き方を促進するため、ワークシェアリングなどの多様な働き方の導入状況等を把握し、企業と勤労者双方が実現可能な制度やシステム等の導入に向けた広報・啓発を行います。（III-I-5）	生活部
○ 県において、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、多様な勤務形態等の導入について検討を進めるため、労使協働の取組による意見交換なども実施しながら、次世代育成支援行動計画を計画的かつ着実に推進します。（I-2、第3章-1）	総務部
○ 勤労者や事業主からの労働に関する相談窓口を設置し、弁護士相談、メンタルヘルスカウンセリングを含む相談業務を行うとともに、労働情報の提供を行います。	生活部
○ 関係団体等と連携しながら、若年求職者を対象として、教育訓練から就職までを一貫して支援する講座を開催するとともに、若年求職者のキャリア形成をはかるための就職支援セミナーを実施します。	生活部
○ 若年者の雇用対策については、職業相談、雇用関係情報の提供、職業紹介、キャリアカウンセリング等をワンストップで提供する「おしごと広場みえ」を拠点にきめ細かく対応していきます。	生活部
○ 出産や育児等に伴い退職した女性医師等に対し、個別の研修プログラムを実施することにより円滑な復帰を支援します。（III-I-3）	健康福祉部
○ 出産や育児等に伴い退職した潜在看護職員に対して、就業相談を実施するとともに、再就業を促進するための研修会を開催します。（III-I-3）	健康福祉部
○ 就業していない看護師免許保有者に対して、再就業に必要な基本的な知識・技術の習得を支援する研修会を開催します。（III-I-3）	病院事業庁

○ 意欲のある女性等の就業をはじめとした社会参画を支援するため、「みえチャレンジプラザ」を設置し、関係機関と連携して、情報提供や相談など必要な支援を行います。 (I-6、III-I-3、III-II-4、第3章-8)	生活部
○ 女性のチャレンジ支援を総合的に推進するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。(第3章-8の再掲)	生活部
○ 関係機関等と連携し、パートタイム労働者及び事業主向けにセミナーを開催するとともに、リーフレット等によりパート労働法等の周知・啓発に努めます。(I-4、II-4)	生活部
○ パート相談センターにおいて、パート就業希望者の就職活動支援等の相談援助を行います。	生活部
○ パートタイム労働者や派遣労働者等の働きやすい職場環境づくりを推進するための労使コミュニケーション診断を普及させ、活用します。	生活部

5 両立支援制度の普及と働き方の見直しの促進

男女が家庭や地域における生活を大切にし、育児・介護休業制度等をともに活用できるよう普及を進めるとともに、企業に対する支援を行います。

また、労働時間の短縮など働き方の見直しを促進します。

【基本計画の施策】

- 家庭や地域における生活の大切さについて、普及啓発を行います。
- ◎ 育児・介護休業制度など、職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及を進めるとともに、企業等に対して男性も女性も制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むよう働きかけます。
- ◎ 仕事と家庭生活の両立を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、関係機関と連携しながら、従業員300人以下の事業所に対する計画の策定およびその取組を働きかけます。
- 関係機関と連携しながら、事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金等両立を支援する制度の普及を促進します。
- ◎ 労働時間の短縮に向けて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減等働き方の見直しが進むよう、普及啓発を行います。
- 県が率先して労働時間の短縮を進めます。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2010年度)
中小企業の一般事業主行動計画の策定・届出数	(2006年度) 43事業所	150事業所

・次世代育成支援対策推進法により、一般事業主行動計画の策定が努力義務である、従業員数が300人以下の企業において、行動計画を策定・届出をした企業数(三重労働局調べ)

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。(I-4、II-4、III-III-1)	生活部
○ 家庭における生活を大切にすきっかけづくりのため、「家庭の日」の普及啓発を行います。(III-III-1の再掲)	生活部
○ 労使コミュニケーション診断を推進することで、企業の積極的な就労環境整備の意識づくりを行います。(I-4)	生活部
○ みえ次世代育成応援ネットワークの活動の促進と加入企業の増加をはかり、仕事と家庭生活の両立に向けての企業の取組が進むよう普及啓発を行います。	健康福祉部
○ 県内中小企業の次世代育成支援に関する意識、取組実態、従業員のニーズを把握し、分析するとともに、先進事例の収集を行います。	健康福祉部
○ 次世代育成支援に関心のある事業主等を対象としたワークショップの開講や、中小企業の次世代育成支援に取り組むためのガイドブックを作成します。	健康福祉部
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。(I-4、II-4、III-I-1、III-III-1)	生活部
○ 仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的としたファミリー・サポート・センターの機能の強化を支援します。(III-III-2の再掲)	生活部
○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ(学童保育)を整備、運営する市町を支援します。(III-III-2の再掲)	健康福祉部
○ 放課後や週末等に小学校内外の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点「放課後子ども教室」を設け、地域住民の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や交流活動、学習活動などの取組を推進します。(III-III-2の再掲)	教育委員会
○ 子育てと仕事の両立支援や育児不安の解消のため、県内で普及が進んでいない延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の実施について、次世代育成支援対策の一環として、特別の支援を行うとともに、低年齢児保育について推進します。(III-III-2の再掲)	健康福祉部
○ 育児・介護休業取得期間中の生活安定を図るための必要な資金を貸し付けるとともに、育児・介護休業制度の利用促進をはかります。	生活部

<p>○ 多様な働き方を促進するため、ワークシェアリングなどの多様な働き方の導入状況等を把握し、企業と勤労者双方が実現可能な制度やシステム等の導入に向けた広報・啓発を行います。（III-I-4の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 医師・看護職員等の子育てと仕事の両立に向け、病院内保育所の設置に対して支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 県立病院において院内保育所を充実させ、看護師等の職業生活と家庭生活の両立を支援します。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>○ 労働時間の短縮や仕事と生活の調和のとれた働き方について啓発を行います。</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 社会的影響力の大きいリーダー的立場にある者を対象としたセミナー等を開催します。（II-3の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 労働時間短縮を普及促進するため、県が率先実行で、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。（第3章-1）</p>	<p>総務部ほか 全部局</p>

III-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

【家庭】 【働く場】

- ・ 男女が性別にかかわらず、自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、パートナーとしてともに経営およびこれに関連する活動に参画しています。

【第二次実施計画の総括】

農山漁村地域における男女共同参画の推進として、農業委員会への女性登用について市町長等へ働きかけを行ってきました。1 農業委員会あたり、複数の女性登用を目指して取り組んできましたが、市町村合併による総定数の減少により女性農業委員数も減少しました。市町あたりの女性登用率は下がらないよう、今後も市町長等に対する働きかけを続けていく必要があります。

農山漁村の男女共同参画を推進するリーダーである、農村女性アドバイザーは167人、漁村女性アドバイザーは14人認定（平成18年度末現在）しました。アドバイザーについては、研修の実施や活動を通じて、資質向上への支援を実施しました。

家族経営協定締結の推進については、地域参画セミナーやパンフレット等を通じてPRを行ってきました。また、農山漁村地域の女性による農林水産業関連の起業活動が活発になってきています。

三重県農山漁村男女共同参画推進会議での検討をふまえ、2010年（平成22年）を目標とする新たな「三重県農山漁村におけるパートナーシップ指標」を策定しました。

商工団体の女性部等が行う、リーダーの養成や経営参画、起業の促進等の取組に対して支援を行い、多様な取組がなされました。

【第三次実施計画での取組方針】

農山漁村における方針決定の場への男女共同参画の推進について、引き続き市町等に対して、1 農業委員会あたりの複数女性登用や、農村・漁村女性アドバイザーが地域活性化などの活動の場を広げられるよう働きかけていきます。

農林水産業、商工業等の自営業の各分野における男女共同参画の現状把握を行うとともに、各分野に即した効果のある取組を進めます。

家族経営協定については、今後もさまざまな機会を通じてPR促進をはかり、締結を推進していきます。女性の経営参画や資産形成に大きな役割を果たしている起業については、農山漁村の女性が起業しやすいよう、取組事例の紹介や各種支援情報の提供を行うとともに、商工業については、商工団体や関係機関が実施する研修などの取組に対して支援を行っていきます。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(2006年度) 1. 58人 (46人/29市町)	2人以上

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進めるとともに、参画を妨げる地域の慣行の見直しを促進します。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たしている役割を適正に評価するため、経営や地域の方針決定の場への女性の参画の促進に向けた普及啓発を行います。

【基本計画の施策】

- 地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。
- 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
- 農山漁村におけるパートナーシップ指標に定められた農村・漁村女性アドバイザーの育成、家族経営協定締結農家数、農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。
- 市町、関係団体に対して、女性の参画目標の策定を推奨するなど、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。
- 女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上をはかるための研修を行います。
- 女性リーダーを育成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談体制の充実をはかります。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
1 農業委員会あたりの女性農業委員数	(2006年度) 1. 58人 (46人/29市町)	2人以上

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 地域における男女の固定的役割分担意識や慣習の見直しを促進するため、普及啓発を行います。	生活部 農水商工部
○ 各農業委員会における女性農業委員の複数確保に向けて、市町に対して働きかけを行います。（I-3）	生活部 農水商工部
○ 「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。	農水商工部
○ 農業委員会や農業・漁業協同組合役員等への女性登用のための意識啓発を行います。	農水商工部
○ 市町、関係機関等へ農村・漁村女性アドバイザー制度の周知をはかるとともに、その活用を推進します。（III-Ⅱ-2の再掲）	農水商工部

○ 市町や商工会等の関係団体に対し、方針決定の場への女性の登用が進むよう働きかけます。	生活部 農水商工部
○ 男女共同参画意識の高揚と経営能力の向上をはかるため、農村・漁村女性アドバイザー研修を実施します。(Ⅲ-Ⅱ-2の再掲)	農水商工部
○ 農業、漁業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けた研修を実施します。(Ⅲ-Ⅱ-2の再掲)	農水商工部
○ 農山漁村女性団体間の交流・連携を進め、女性の社会参画を共通的な問題として提起します。	農水商工部
○ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。(Ⅲ-Ⅱ-2の再掲)	農水商工部

2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

【基本計画の施策】

- 女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。
- 市町や関係団体に対し、技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。
- 団体等が実施する女性の技術・経営管理能力の向上等をはかる取組を支援します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2010年度)
農村・漁村女性アドバイザー数	(2006年度) 181人	200人

- ・ 農林漁業経営及び農山漁村生活の向上に意欲的に取り組んでいる女性を、農山漁村地域の女性リーダーとして、本人からの申請に基づく農村・漁村女性アドバイザー知事認定者数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 農業、水産業に従事する女性等を対象に、女性の経営参画に向けた研修を実施します。(Ⅲ-Ⅱ-1)	農水商工部
○ 男女共同参画意識の高揚と経営能力の向上をはかるため、農村・漁村女性アドバイザー研修を実施します。(Ⅲ-Ⅱ-1)	農水商工部
○ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。(Ⅲ-Ⅱ-1、Ⅲ-Ⅱ-4)	農水商工部

○ 農山漁村地域の女性リーダーとして農村・漁村女性アドバイザーを認定し、その知識や技術が活用できる機会を提供するよう努めます。	農水商工部
○ さまざまな研修を開催する際には、広く関係団体等にも参加を呼びかけ、エンパワーメントの機会のPRに努めます。	農水商工部
○ 市町や関係団体に対し、生産や経営に関する技術向上の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。	農水商工部
○ 市町、関係機関等へ農村・漁村女性アドバイザー制度の周知をはかるとともに、その活用を推進します。(III-II-1)	農水商工部

3 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

また、男女が生産と生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく多様な社会活動ができるように、各種制度やサービスを充実します。

【基本計画の施策】

- 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定の普及等必要な支援を行います。
- 酪農ヘルパー制度などの労働力補完システムの整備を促進します。
- 農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。

【第三実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値(2010年度)
家族経営協定締結農家数	(2006年度) 179	530

・家族経営協定を文書により締結している農家数および漁家数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 適正な労働管理と就業条件の整備、経営への主体的参画を進めるため、家族経営協定の締結を推進します。	農水商工部
○ 適切な労働時間や休日の確保等就業環境を整備するため、酪農ヘルパー制度の利用を促進します。	農水商工部
○ 関係団体等と連携しながら、商工業についても、家族的経営における役割の評価と就業環境の整備について、啓発を行います。	農水商工部

4 起業家等に対する支援

男女の起業を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

【基本計画の施策】

- 起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。
- 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- 起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
女性起業数	(2006年度) 11経営体	20経営体

- ・農村女性による農林漁業関連の起業活動について、年間販売金額1千万円以上の経営体数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 起業家やベンチャー企業を育成、支援するため、成長段階に応じた継続的支援を進めます。	農水商工部
○ 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。	生活部 農水商工部
○ 商工団体の女性部等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（Ⅲ-Ⅱ-2の再掲）	農水商工部
○ 農山漁村の女性が起業しやすいよう支援するとともに、取組事例の紹介や各種支援制度の情報提供を行います。	農水商工部
○ 女性のチャレンジの気運醸成やその支援を啓発するため、ロールモデル等による講演及びシンポジウム等を開催します。（Ⅰ-6の再掲）	生活部
○ チャレンジしたい女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載したハンドブック等を作成するとともに、チャレンジ支援情報を掲載した総合サイトを開設して支援情報の一元化をはかります。（第3章-8の再掲）	生活部
○ 意欲のある女性等の就業をはじめとした社会参画を支援するため、「みえチャレンジプラザ」を設置し、関係機関と連携して、情報提供や相談など必要な支援を行います。（Ⅲ-Ⅰ-4の再掲）	生活部

Ⅲ-Ⅲ 家庭・地域における男女共同参画の推進

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。

【家庭】

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活を営んでいます。
- 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

【働く場】

- 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が浸透し、多様な働き方ができる職場環境が整っています。

【第二次実施計画の総括】

子育てにやさしい地域社会づくりのため、企業と地域の団体が連携して、地域密着型子育て応援ネットワーク「みえ次世代育成応援ネットワーク」を平成18年6月に設立して取組を行いました。また、親が自信をもって子育てができるよう支援するとともに、地域における家庭教育を支援するため、いきいき親子サポートプラン事業や家庭教育講演会などを実施しました。

平成18年4月の介護保険制度改正により各市町に地域包括支援センターが設置され、高齢者介護の相談窓口の設置や介護予防などの事業を行っており、県では情報提供や意見交換を行うとともに研修の実施などの支援を行いました。

男女共同参画の視点で地域づくりを進めるため、県内各地域に県民や行政等からなる実践組織（委員会）を設置し、ミニ講座の開催や男性対象の料理教室など、地域特性に応じたさまざまな取組を行いました。

しかし、平成17年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、育児や介護等は依然として女性に偏っている現状があり、個々のライフスタイルの変化等に伴う多様なニーズに的確に対応するとともに、子育てや介護を地域や社会全体で支援していく気運としくみづくりが必要です。

【第三次実施計画での取組方針】

仕事と家庭生活の両立支援のため、労働時間の短縮をはじめとした働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう、表彰企業の取組事例の紹介などを中心とした啓発を行っていきます。

家庭や地域の多様なニーズに対応できるよう、延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービス、また地域子育て支援センターの活動やファミリー・サポート・センターの機能充実に支援します。また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動を通じ、地域社会全体で子育てを支えていく気運づくりを進めます。

高齢者介護については、介護予防事業を効果的に実施するため、地域包括支援センターの円滑な運営や地域密着型サービスの効果的な実施のための助言・研修等の支援を行います。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
自治会長の女性割合	(2007年度) 2.0%	2.2%

・地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定

の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（例：自治会、町内会 等）の代表者に占める女性の割合

1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、地域、職場などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

【基本計画の施策】

- 労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しに合わせて、家庭や地域における生活の大切さについて、社会的気運を高めるため普及啓発を行います。
- 男女が、子育て、介護、家事等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を果たす意識および社会全体で支援する意識を高めるため、普及啓発を行います。
また、学校教育、生涯学習を通じた取組を進めます。
- 育児・介護休業制度の普及啓発を進めます。
- 育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
就労環境整備のための県の取組に参加している事業所数	(2006年度) 190事業所	390事業所

- ・「男女がいきいきと働いている企業」表彰応募企業数、労使コミュニケーション診断受診事業所数、みえ次世代育成応援ネットワーク会員企業のうち、就労環境整備に取り組む事業所数の合計

【第三次実施計画の実施事業】

事業内容等	担当部局
○ 家庭における生活を大切にすきっかけづくりのため、「家庭の日」の普及啓発を行います。（III-I-5）	生活部
○ 家庭や地域における生活の大切さについて、フォーラムの開催、パンフレットの作成等を通じて普及・啓発を行います。	生活部
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（II-1の再掲）	生活部
○ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し男性参加者の増加のため積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（II-1の再掲）	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章-7の再掲）	生活部

○ 事業者(労務管理者)及び勤労者を対象に「仕事と家庭の両立について」をテーマとしたセミナーを開催します。(III-I-5の再掲)	生活部
○ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(III-III-4の再掲)	生活部
○ 子育てやしつけなど、家庭教育についての意識啓発を行い、家庭の教育力の充実をはかります。(II-3の再掲)	教育委員会
○ 地域において、子育て支援のための研修講座を開催します。	教育委員会
○ 家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について休日・夜間にも対応する総合電話相談を実施します。(III-III-2再掲)	健康福祉部
○ 総合教育センターの相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、幼児の心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。(III-III-2の再掲)	教育委員会
○ 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の「一般事業主行動計画」の策定、実施、取組状況などに関し、関係機関や関係団体と連携し、啓発を行います。 また、行動計画に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行います。(III-I-5の再掲)	生活部

2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実を推進します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

【基本計画の施策】

- 地域子育て支援センターの育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動等を支援します。
- 電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談体制を充実します。
- 家庭や地域の多様なニーズに対応できるよう、低年齢児保育、延長保育、一時的保育、休日保育、病後児保育等、多様な保育サービスの充実を支援します。
- 市町の放課後子どもプランの策定を促進することにより総合的な放課後対策事業(放課後子ども教室や放課後児童クラブなどの取組)を推進します。
また、コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の研修を実施します。
- 地域における子育ての相互扶助活動として行われるファミリー・サポート・センターの充実を支援します。
- 地域における青少年健全育成活動を推進します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
特別保育実施箇所数	(2006年度) 230か所	346か所

・延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育所等の合計

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターの運営を補助し、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町を支援します。	健康福祉部
○ 地域子育て支援センターの機能が十分発揮できるよう、人材の育成、情報収集・発信、地域子育て支援センター間の知識や技術の交流促進などを行う、子育て情報交流センターの活動を充実します。	健康福祉部
○ 親が自信を持って子育てができるように、子どもとのコミュニケーションのとり方や子どもの能力の伸ばし方などを学習するためのプログラムを作成するとともに、地域子育て支援センターや学校等でのプログラムの活用を進めます。（Ⅱ-3の再掲）	教育委員会
○ 家庭教育、子育て、いじめ、子ども自身の悩み等について休日・夜間にも対応する総合電話相談を実施します。（Ⅲ-Ⅲ-1）	健康福祉部
○ 市町が行う子育て、児童相談について、その相談体制等を支援します。また、児童相談所は心理学的検査、精神医学上の判定など専門的な支援を行います。	健康福祉部
○ 産科と地域保健の連携方策の検討をはじめとして、市町が行う母子保健事業が適切に実施できるよう、健やか親子支援事業を通じ、市町間の連絡調整、技術的助言に努めます。（Ⅳ-I-2の再掲）	健康福祉部
○ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。（Ⅳ-II-1の再掲）	健康福祉部
○ 総合教育センターの相談窓口で、保護者や保育士、幼稚園教員等を対象に、幼児の心やからだの問題等にかかる教育相談に対応します。（Ⅲ-Ⅲ-1）	教育委員会
○ 障がいのある乳幼児、児童生徒及びその保護者に対して、早期から一貫した支援を行うことができるよう、地域のネットワークづくりを推進する市町を支援します。	教育委員会
○ 幼稚園の教育時間終了後も園児が幼稚園内で過ごすことができる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対して助成を行います。	生活部

○ 子育てと仕事の両立支援や育児不安の解消のため、県内で普及が進んでいない延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の実施について、次世代育成支援対策の一環として、特別の支援を行うとともに、低年齢児保育について推進します。（III-I-5）	健康福祉部
○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を整備、運営する市町を支援します。（III-I-5）	健康福祉部
○ 放課後や週末等に小学校内外の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点「放課後子ども教室」を設け、地域住民の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や交流活動、学習活動などの取組を推進します。（III-I-5）	教育委員会
○ 仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的としたファミリー・サポート・センターの機能の強化を支援します。（III-I-5）	生活部
○ 各種媒体での次世代育成支援に関する広報啓発、地域の団体と企業による「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動等を通じて、子どもたちや子育て家庭を社会全体でささえあう気運の醸成や意識の浸透をはかります。	健康福祉部
○ 地域ぐるみで中学生の職場体験活動を実施し、生徒の「生きる力」を育むとともに、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めます。	生活部
○ 地域において、大学生世代の青少年がさまざまな青少年健全育成活動に参加できる機会づくりとその活動支援を行うことにより、参加する青少年が自らの社会性等を高め、その感性を生かした効果的な育成活動が展開できる環境づくりに取り組みます。	生活部

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と円滑な運営が行われるよう支援するとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

【基本計画の施策】

- 介護保険制度、介護サービス、介護事業者のサービス内容、各種施設等の情報を積極的に提供します。
- 介護サービスについての県民からの苦情・相談に的確に対応するとともに、市町が介護保険制度を円滑に運営できるように支援します。
- 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた家庭・地域で生活できるよう在宅サービスの充実を支援します。また、施設サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備を支援します。
- 介護サービスの質の向上のため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。

- 市町に設置されている地域包括支援センターを中心に、介護予防の推進、高齢者やその家族への相談体制の整備などの取組が、地域全体で行えるよう支援します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
在宅介護サービス利用率	(2006年度) 57.7%	60.0%

- ・ 要介護及び要支援者のうち、在宅介護サービスを利用している者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告（速報値）」）

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 介護サービス提供事業者、介護保険施設等、介護に関する情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。 (IV-I-3)	健康福祉部
○ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」について、2009年度（平成21年度）からの新しい計画を策定します。	健康福祉部
○ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、真に介護が必要な高齢者のための施設サービス等の基盤整備を支援します。(IV-I-3)	健康福祉部
○ 市町による地域包括支援センターの円滑な運営や地域密着型サービスの効果的な実施のための助言を行うとともに、職員の資質向上研修等の支援を行います。	健康福祉部
○ 介護保険の保険者である市町および広域連合との連携をより強め、介護保険制度の適切な運営に取り組みます。	健康福祉部
○ 三重県国民健康保険団体連合会等により、介護に対する相談に対応するとともに、苦情処理マニュアルを活用して、市町が行う相談・苦情処理に対する支援を行います。	健康福祉部
○ 家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホームの運営を支援します。	健康福祉部
○ 高齢者ができる限り在宅で暮らせるよう、市町が行う住宅改造等の支援を行います。(IV-I-3)	健康福祉部
○ 介護支援専門員（ケアマネージャー）を養成するため、介護支援専門員受講試験及び実務研修を実施します。	健康福祉部
○ 介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員に対する研修や支援を充実します。	健康福祉部

○ 介護サービスの質の向上をはかるため、訪問介護員等の研修、身体拘束廃止の推進等を行います。	健康福祉部
○ 利用者の視点に立った質の高い高齢者福祉サービス（例：ユニットケアなど）を提供できる人材の確保と環境整備を進めます。	健康福祉部
○ 地域における高齢者虐待の防止を支援するために市町職員等の研修及び事例検討会等を実施します。	健康福祉部
○ 要介護状態になることを予防するために、市町が行う介護予防教室などの取組について助言、評価を行います。	健康福祉部

4 男女共同参画の地域づくりの支援

男女が共に参画し、住民が相互に助け合うことができる地域づくりを支援するとともに、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

【基本計画の施策】

- 男女が共に地域づくりに参画していくための普及啓発を行います。
- 男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。
- NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりに参画するための研修等を行います。
- ◎ 男女共同参画の視点もふまえ、地域づくり、観光等に関するNPO、ボランティア等による地域におけるネットワークづくりの活動等を支援します。
- ◎ 男女が参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上をはかります。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
三重県総合防災訓練への女性参加率	(2006年度) 12.0%	25.0%

- ・地域の防災力向上をはかるため、県の総合防災訓練における地域住民の参加者に占める女性の割合

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
地域づくり情報の提供数（累計）	(2006年度) -	160回

- ・市町が地域づくりに活用できる情報の提供数の累計

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（II-1の再掲）	生活部

<p>○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（第3章-7の再掲）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。（I-5、II-3、III-III-1、第3章-6、第3章-7）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーシートの設置など、ソフト・ハード両面での環境整備を促進します。</p>	<p>生活部ほか 全部局</p>
<p>○ 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。（I-5、II-3）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。（第3章-6、第3章-7）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 地域住民が自ら参画し、一人ひとりが尊重されるまちづくりの視点に立った地域課題を解消するための、NPO、自治会、住民などで構成する活動組織による取組を支援します。（第3章-6）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関する情報誌・ホームページの充実等により県民の主体的な社会参画活動の活発化、多種・多様化を支援・促進します。</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 県民が、ボランティア活動に参加できるよう、ボランティアコーディネーターの養成等を実施するボランティアセンター（県・市町）の活動を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 「三重県観光振興プラン」に基づき、男女共同参画の視点もふまえ、多様な主体と連携しながら、観光振興施策を総合的、効果的に展開していきます。（I-5）</p>	<p>農水商工部</p>
<p>○ 男女共同参画の視点もふまえた地域づくりが行われるよう、市町と連携しながらその取組を支援します。（I-5）</p>	<p>政策部</p>
<p>○ 男女がともに参画した自主的な防災活動の展開を支援し、地域における防災力の向上をはかります。（I-5）</p>	<p>防災危機管理部</p>

IV 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

IV-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ 生涯にわたって健康で過ごすための支援、本人や家族が病気になったり介護が必要になったときの支援が充実しています。

【家庭】

- ・ 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

【働く場】

- ・ 職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

【第二次実施計画の総括】

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」の推進計画に基づき、県民健康づくりに取り組み、平成17年に中間評価を行いました。また、健康づくりを推進するため、地域において活躍できる人材育成を行いました。また、県内各地域において、こころの健康づくりに関する研修会を開催し、人材の育成やネットワークづくりを推進しました。

性と生殖に関する健康対策の充実については、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」における「女性のための健康相談」の実施、また、不妊専門相談センターにおける相談を実施しました。

自立のための生活支援について、高齢者や障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進するとともに、高齢者やひとり親家庭、障がい者等に対する支援を実施しました。

【第三次実施計画での取組方針】

「三重県健康づくり推進条例」や「ヘルシーピープルみえ・21」・「食育推進計画」に基づき、ウォーキングや食育、こころの健康づくり等を一層推進します。そのなかで、こころの健康づくりに関しては、関係機関に対する技術支援や情報提供を行うとともに、リスナー（こころの健康づくりをサポートできる人）の指導者の養成を進め、企業やボランティア、NPO等との連携を強化していきます。

性と生殖に関する健康支援の充実については、不妊に関する悩みに対応するための電話相談を引き続き実施するとともに、特定不妊治療費用の一部助成を行い、経済的負担の軽減をはかります。

自立のための健康支援については、高齢者、障がい者等が安心して安全に暮らせるよう生活環境の整備を推進するとともに、高齢者やひとり親家庭、障がい者等に対する自立支援を中心に推進します。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
	(2006年度)	
健康づくり推進事業者数	425事業者	576事業者

- ・ 県内の事業者のうち、健康づくり推進条例に基づき県が認定した、禁煙など健康づくりを推進する取組を行っている事業者数

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

【基本計画の施策】

- 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、市町や関係団体、NPO等との協働により、普及啓発、環境の整備などを推進します。
- 非就労者や家族従業者の健康管理を促進するようしくみづくりについて検討します。
- 妊娠・出産、育児、介護、仕事・職場等から生じるストレスに対して精神衛生面からの健康支援を充実します。
- 県民の多様化したスポーツニーズに応え、だれもが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。
- 性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、医師・医療関係者、県民に普及啓発を行います。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
リスナー（心の健康づくりをサポートできる人） 指導者養成数（累計）	（2006年度） 124人	200人

- ・ こころの健康づくりをサポートできる人をさらに指導できる人の養成数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、普及啓発、環境の整備などを市町や関係団体、NPO等との協働により推進するとともに、職場における健康づくりが推進されるよう、積極的な取組を行っている事業所を公表します。	健康福祉部
○ 市町、事業所、学校、NPO、医師会等の関係機関に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを積極的に行います。	健康福祉部
○ 健診精度の向上をはかるため、公衆衛生審議会健診精度管理部会による健診従事者への研修による資質の向上、健診データの集約及び精度管理を行います。	健康福祉部
○ 健康づくりに関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めた「三重県健康づくり推進条例」に基づき、各種事業を展開します。	健康福祉部
○ 栄養、運動、たばこなど、身近な課題や歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに対して、より効果的な事業を実施します。	健康福祉部

○ 健康的な食生活を確立するため、地産地消の取組や幼児期からの適正な食育を進めます。	健康福祉部
○ 各市町の地域特性や健康課題の把握が可能となるデータベースとして健康指標運用管理システムの開発や、生活習慣病予防のための情報提供などをさらに進めていきます。	健康福祉部
○ こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域全体でうつ・自殺予防対策を進めていくための体制を整備します。	健康福祉部
○ 身近なところで、こころの健康づくりを支援できるよう、企業、学校等と協働して支援体制を整備するとともに、リスナー指導者を養成します。	健康福祉部
○ 性差医療の知識の普及について、県医師会、病院協会等関係機関の協力を得ながら取組を検討します。	健康福祉部
○ 県立学校の体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。	教育委員会
○ 県民が、地域の拠点施設等で、複数の種目からなる総合型地域スポーツクラブに参加し、活動できるよう、その創設や指導者育成等を支援します。	教育委員会
○ 県民が幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践できる場を提供し、生涯にわたり健康でいきいきしたスポーツライフを実現できるよう、「みえスポーツフェスティバル」を開催します。	教育委員会

2 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育、普及啓発を行なうとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう健康支援を充実します。

【基本計画の施策】

- 家庭・地域の理解を得ながら、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識と理解を深めるための教育を実施します。
そのため、指導内容、方法等について教員に対する研修を充実します。
- 避妊、性感染症に対する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及啓発を進めるとともに、家庭・地域において性に関する健康の重要性について学習することができる機会の充実をはかります。
- 安全安心な妊娠・出産を確保するため、母子保健サービスの充実を支援するとともに、周産期医療体制の整備をはかります。
- 不妊による悩みを抱える男女に対して、相談をはじめとした支援を充実するとともに、医療機関や治療法を選択することができるよう情報を提供します。

- 地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、産婦人科医師や小児科医師の確保など体制整備を促進します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
三重県不妊専門相談センターへの相談件数	(2006年度) 147件	165件

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 各学校において、子どもたちや地域の実態に応じた性教育が実施されるよう、市町教育委員会と協力し、また担当者教育協議会や学校訪問を通して支援を進めます。	教育委員会
○ 思春期の男女及びその保護者を対象に、市町や学校等と連携をはかりながら、相談事業や健康教育事業（こころ、性、薬害等に関する講演会や体験学習等）を実施します。	健康福祉部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、看護大学助産師等の協力を得て、女性のための健康相談を実施します。	生活部 健康福祉部
○ 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、心身ともに発達が著しい思春期において、子どもが自ら健康管理ができるように、学校、家庭、地域等が連携して保健対策を強化するとともに、健康教育や健康相談活動の充実をはかります。	健康福祉部 教育委員会
○ 学校教育においては、各教科、領域で男女の問題を扱う学習を進めるなど、男女共同参画の意識を育みます。	教育委員会
○ 医療関係機関と連携し、エイズ及び性感染症についての研修、講座への教職員の参加を促します。	教育委員会
○ 文部科学省が中学生・高校生用に作成したエイズへの理解を扱った教材の各学校における活用を推進します。	教育委員会
○ 「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、安全で安心して妊娠・出産できる環境をつくとともに、妊産婦のメンタルヘルスや不妊相談等の支援をします。	健康福祉部
○ 妊娠から出産、乳幼児にいたるまで継続的な支援ができるよう、周産期医療ネットワークの構築による周産期医療体制の整備を進めます。	健康福祉部
○ 新生児を対象としたマス・スクリーニング検査、乳幼児、未熟児、思春期を対象とした専門的なサービスの提供、養育医療等を必要とする児童に対し、経費の負担等を行います。	健康福祉部

○ 産科と地域保健の連携方策の検討をはじめとして、市町が行う母子保健事業が適切に実施できるよう、健やか親子支援事業を通じ、市町間の連絡調整、技術的助言に努めます。（Ⅲ-Ⅲ-2）	健康福祉部
○ 不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、「特定不妊治療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減をはかります。	健康福祉部
○ へき地等で勤務する医師および小児科、産婦人科など医師不足が深刻な特定診療科の医師の確保を進めます。	健康福祉部
○ 医療機関等に勤務する看護師や助産師を確保するため、再就業の促進、病院内保育に対する支援、新卒の看護職員の定着促進等に取り組みます。	健康福祉部

3 自立のための生活支援

高齢者、障がい者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。また、高齢者、母子・父子などのひとり親家庭、障がい者などに対する支援を充実します。

【基本計画の施策】

- 県有施設において、段差の解消や階段の手すり設置等のバリアフリー化を進めます。
- 高齢者や障がい者の地域における交流拠点づくり、安否を確認する社会システムづくりの検討を行います。
また、交通機関や地域のバリアフリー化を促進します。
- 高齢者や障がい者の就労等を支援するとともに、障がい者本人や保護者からの相談体制を充実します。
- 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対する相談支援体制、医療費の助成などの経済的支援策、養育費の確保策等の総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
商業施設等でバリアフリー化された施設数 （累計）	（2006年度） 1, 295施設	2, 075施設

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数（累計数）

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
相談支援センターへの登録者数	（2006年度） 2, 560人	3, 370人

・各圏域相談支援センターや専門的な相談機関に支援を希望して登録している障がい者数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 「ユニバーサルデザインのまちづくり」の実現に向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例について周知徹底をはかるとともに、駅舎や道路、商業施設など公共的施設の整備促進をはかり、面的・一体的な整備を進めます。	健康福祉部
○ 住生活基本計画に基づき、県営住宅のバリアフリー化を行います。	県土整備部
○ 公営住宅の建替建設等において、「公営住宅等整備基準」に基づき、床段差の解消や手すり等の設置を行い、全ての人に配慮したバリアフリー仕様の住宅を整備します。	県土整備部
○ 各地域庁舎について、バリアフリー対策を実施するとともに、その他の県有施設についても、既存県有施設バリアフリー対策指針に基づき指導します。	総務部
○ 県立学校の施設について、時代のニーズにあったバリアフリー化などの改修工事を行います。	教育委員会
○ 住宅のバリアフリー化等を促進するため、バリアフリー分野のアドバイザーを養成し人材バンクに登録することや情報提供を行います。	県土整備部
○ 高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事業者や市町に対して働きかけ等を行い、居住水準の向上をめざした公的住宅の供給を促進します。	県土整備部
○ 県民の視点で地域や職場でのユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、自主的な活動を行う団体や市町等多様な主体による取組を進めます。	健康福祉部
○ 高齢者が健康で生きがいを持った生活をおくるため、ボランティア活動などの地域貢献活動を行う老人クラブおよび県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。	健康福祉部
○ 介護サービス提供事業者、介護保険施設等、介護に関する情報を公表し、高齢者がよりよいサービスを選択できる環境づくりを進めます。 (Ⅲ-Ⅲ-3の再掲)	健康福祉部
○ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」に基づき、真に介護が必要な高齢者のための施設サービス等の基盤整備を支援します。(Ⅲ-Ⅲ-3の再掲)	健康福祉部
○ 高齢者ができる限り在宅で暮らせるよう、市町が行う住宅改造等の支援を行います。(Ⅲ-Ⅲ-3の再掲)	健康福祉部

○ 在宅福祉を推進するために、その基盤となる住宅を改造し、障がい者の暮らしやすい家づくりを促進し、介護者の負担を軽減します。	健康福祉部
○ 補装具の修理・交付、給付等を実施する市町に助成します。	健康福祉部
○ 在宅の障がい児（者）に居宅生活支援（ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所）を実施する市町に対し、補助を行います。	健康福祉部
○ 重症心身障がい児（者）に日常生活動作、運動機能訓練、療育を行い、運動機能等の低下を防止し、在宅の福祉の増進をはかります。	健康福祉部
○ グループホーム・ケアホームの設置を促進し、障がい者が地域で生活ができるように環境整備をはかります。	健康福祉部
○ 心身障がい児のための通園事業を実施し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行い、自立に向けた支援を行います。	健康福祉部
○ 在宅の心身障がい児（者）を介護している家族が疾病等によって介護が困難な場合に、一時的に施設に保護します。	健康福祉部
○ ひきこもりの予防や長期化の防止に向け、相談体制の充実、合同研修会の開催などにより関係機関との連携を強化します。	健康福祉部
○ 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学習指導や自立支援を行うため、地域の福祉・医療等の関係機関との連携や保護者への窓口の役割を担う特別支援教育コーディネーターを育成します。	教育委員会
○ シルバー人材センターの機能充実にに向けた支援に取り組むとともに、関係機関と連携した就職面接会を開催することにより、高年齢者の雇用促進をはかります。	生活部
○ 三重労働局や（社）三重県雇用開発協会と連携して障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者多数雇用企業等の物品等調達優遇制度のPR等及び普及啓発をはかり、障がい者の雇用促進を進めます。	生活部
○ 障がい者等就職困難な者の就職を促進するため、就業を目的とした職業訓練を民間企業等への委託実施により、職業訓練機会を提供します。	生活部
○ 障がい者を対象にOA事務等に関する職業訓練を実施し、就業を支援します。	生活部
○ 障がい者の就労を支援すべく就労サポート事業、障害者人材センター（ゴールド人材センター）事業を行います。	健康福祉部
○ 障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所等を整備することにより、一般就労を希望する障がい者を支援します。	健康福祉部

<p>○ NPO、企業、行政が有機的な連携で障がい者の自立支援組織の運営を支援するとともに、ITの活用により障がい者の就労を促進します。</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 特別支援学校の生徒が一般就労できるように、一人ひとりの特性やライフプランに応じた職場実習の拡充に取り組みます。 また、地域の事業者、労働・福祉・教育の各関係機関のネットワークにより、円滑に就労できるよう支援します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>○ 母子自立支援員を設置し、母子家庭の母及び寡婦等に対し、身上相談に応じ、自立に必要な支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 母子家庭および寡婦が安定した生活を営むことができるように、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進をはかります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、父子家庭または寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護及び保育等を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実をはかります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 児童養護施設、母子生活支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づいて、母子・父子家庭に対する相談支援体制、医療費の助成などの経済的支援策、養育費の確保策等の総合的な生活支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 県営住宅の入居抽選にあたって、母子、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。 (IV-II-2)</p>	<p>県土整備部</p>

IV-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

【基本計画における2010年度の目標】

【地域・社会】

- ・ ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力を許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。

【家庭】

- ・ 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

【働く場】

- ・ セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

【第二次実施計画の総括】

DV防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護・支援の一層の推進を図るため、有識者からの意見やパブリック・コメント等を参考として「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成するためのセミナーの開催や、DV防止のためのハンドブックの作成、また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心にさまざまな機会を通じて広報・啓発を行いました。

「配偶者からの暴力防止等連絡会議」や地域における「地域配偶者等暴力防止会議」の設置により、関係機関相互の情報共有や連携強化をはかりました。また県内各地域において女性相談員（婦人相談員）等を配置し、研修会により相談員の資質向上をはかるなど、相談・被害者支援の体制を整備しました。

平成17年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、DVをだれかに打ち明けたり、相談した経験の有無については、54.1%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、引き続き、意識啓発や相談支援体制の周知などをはかる必要があります。

【第三次実施計画での取組方針】

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、DV被害者の住居の確保に向けた支援、母子家庭等就業・自立支援センター等における就業支援等自立支援を行うとともに、DV被害者がおかれている状況に即して、生活保護制度や福祉貸付資金等の各種自立支援施策の適切な運用を行っていきます。

配偶者からの暴力防止等連絡会議や地域配偶者等暴力防止会議において、関係機関との連携をはかるとともに、研修や情報交換を行います。

DVをはじめとする性別に基づく暴力等は、人権を侵害する行為であり許されないという意識の浸透をはかるため、セミナーの開催等を通じて啓発するとともに、相談支援体制や窓口の周知をはかります。

【第三次実施計画における基本施策の指標】

指標	現状値	目標値（2010年度）
「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率	(2006年度) 74.0%	100%

- ・ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に掲げる「今後の方向性（具体的な取組項目）」に着手している割合

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

ドメスティック・バイオレンスをはじめとする暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、必要な相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修を行います。

【基本計画の施策】

- 性別に基づく暴力や性的いやがらせについての実態を把握するため、調査を実施します。
- 関係機関の連携組織を通じて、相談、援助体制の強化をはかります。
- みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、被害者やその家族に対する支援、援助を実施します。
- 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- 各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行います。
- ◎ 男女共同参画、人権尊重についての教育・啓発を推進するとともに、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため講座・研修等を充実します。
- 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- 加害者更生プログラムについて、国等における調査研究状況を把握し、再発を防止するための、県における加害者更生に関する研究を行います。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数 (県DV防止会議)	(2006年度) 年1回	年1回以上

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」等により、性別に基づく暴力や性的いやがらせの現状について調査します。	生活部
○ 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法担当職員等により専門的な技術支援を行います。 また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。 (IV-Ⅱ-2の再掲)	健康福祉部
○ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員(婦人相談員)や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。(IV-Ⅱ-2の再掲)	健康福祉部
○ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理療法担当職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。(IV-Ⅱ-2の再掲)	健康福祉部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、電話相談・面接相談等を実施します。(IV-Ⅱ-2、IV-Ⅱ-3)	生活部

<p>○ DV被害の防止や被害者の保護に向けた取組を強化するため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」において、関係機関の連携強化や効果的な周知・啓発等の実施に努めます。(IV-Ⅱ-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。(IV-Ⅱ-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 市町において配偶者暴力相談支援センターの機能を担えることから、市町におけるDV対策が促進されるよう、会議、研修等を実施することにより市町を支援します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ DV防止の周知・啓発、相談や一時保護の実施などについて、関係部局が特性を生かし、適正な役割分担をしながら総合行政として一体的な取組を進めます。(IV-Ⅱ-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について、関係機関と連携のうえ、推進していきます。(IV-Ⅱ-2の再掲)</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 三重県相談窓口担当連絡会議の活性化をはかるなど、相談機関相互の連携、強化に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ 犯罪被害者支援のための民間団体「社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター」を通じて、被害者等への相談をはじめとした支援業務を展開するとともに、関係機関・団体との連携をはかります。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ 相談や支援に携わる職員の能力向上をはかるため、職場における研修を充実するとともに、各種研修会等への参加を促進し、専門知識・技術の修得に努めます。 また、相談における二次被害の防止に向け、人権擁護機関と密接な連携をはかりながら、研修の充実に努めます。</p>	<p>生活部 健康福祉部 警察本部</p>
<p>○ 「人権週間(12月4日～12月10日)」や「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～11月25日)」をはじめ、さまざまな機会を通じた広報・啓発を行います。</p>	<p>生活部 健康福祉部 警察本部</p>
<p>○ 各種広報誌やポスター、パンフレット等をはじめ、さまざまな媒体を活用して相談窓口の利用促進や各種支援制度に関する情報提供を行います。</p>	<p>生活部 健康福祉部 警察本部</p>
<p>○ 女性に対する暴力防止セミナー等の開催を通じて、配偶者等親しい間柄の暴力も人権を侵害する犯罪行為であり、許されないとの意識の浸透をはかるとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。 (IV-Ⅱ-2の再掲)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 県警だより、ミニ広報誌等の警察広報媒体のほか、各種広報媒体を活用し、相談窓口の紹介や利用促進、各種支援制度に関する情報提供など県民への啓発活動を積極的に行います。</p>	<p>警察本部</p>

<p>○ 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。（IV-Ⅱ-2の再掲）</p>	生活部
<p>○ 人権問題への正しい理解、人権尊重の意識を広く浸透させるため、三重県人権センターを中心に、県民人権講座の開催や企業向けの研修教材の作成など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。（Ⅱ-1の再掲）</p>	生活部
<p>○ 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる地域づくりを推進するため、県民や団体等と協働しながら、地域が主体となった人権が尊重される多様なまちづくり活動を支援します。（Ⅱ-1の再掲）</p>	生活部
<p>○ 世界人権宣言の趣旨を広く周知するとともに、人権問題解決に向けて、人権や福祉分野のNPO等と協働して、幅広い年齢層から多数の参加を得て人権フォーラムを開催し、県民の人権尊重意識の気運を高めます。（Ⅱ-1の再掲）</p>	生活部
<p>○ 三重県人権センターにおいて人権相談を実施するとともに、人権相談ネットワーク会議を設け、人権相談に係る意見、情報の交換や連絡調整などの連携をはかります。</p>	生活部
<p>○ 人権に配慮して、相談対応ができるよう民間相談機関相談員及び行政相談機関相談員を含む「相談員資質向上研修会・交流会」を開催し、地域住民の身近な人権相談に対応できるよう、人権相談体制の充実をはかります。</p>	生活部
<p>○ 各職場内での人権研修や、地域における人権学習会や研修会で活用できる「人権研修テキスト」の作成に取り組みます。（第3章-1の再掲）</p>	生活部
<p>○ 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。</p>	警察本部
<p>○ 若年男女間の暴力（いわゆるデートDV）防止の啓発に取り組みます。（IV-Ⅱ-2の再掲）</p>	健康福祉部 教育委員会
<p>○ 加害者更生プログラムについて、国や他都道府県の状況を把握し、調査・研究を進めます。</p>	健康福祉部
<p>○ DVと児童虐待への対応について、女性相談所と児童相談所の連携をより強化することにより、総合的に実施します。</p>	健康福祉部
<p>○ 児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を行います。（Ⅲ-Ⅲ-2）</p>	健康福祉部

○ 「みえ少年総合相談」をはじめとした少年相談活動を推進するほか、関係機関・団体と連携し、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。	警察本部
--	------

2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づいて、保健・福祉・医療・警察等の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

また、市町やNPOなどとの連携により、被害者の自立支援に向けて一時保護委託や心理的な支援などを行います。

【基本計画の施策】

- ◎ 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制などの機能を充実強化します。
- ◎ 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、福祉事務所、児童相談センターなど関係機関相互の連携を強化しながら、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて、一時保護、施設入所などの支援を行います。
- ◎ 配偶者暴力相談支援センター、警察、医療機関等関係機関相互の通報連絡体制の整備を進めます。
- 相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行います。
- ◎ 被害者の保護・支援等を行うNPO等の民間団体と十分な連携をはかり、多様な被害者支援の枠組みを構築するシステムづくりを行います。
- 将来的なDVを防止するためにも、関係機関と連携しつつ、若年層を対象としたDVを予防するための啓発等を進めます。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率	(2006年度) 74.0%	100%

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関に対して助言等を行うとともに、精神科医師や心理療法担当職員等により専門的な技術支援を行います。 また、男女共同参画センター等、他の相談機関等との連携を強化します。 (IV-II-1)	健康福祉部
○ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理療法担当職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。(IV-II-1、IV-II-4)	健康福祉部

○ 女性相談所において、配偶者による暴力の被害者など緊急に保護を要する女性を一時保護し、身柄の安全を確保します。	健康福祉部
○ 夜間等において緊急の保護を必要とする場合に、条件を満たした施設へ一時保護を委託し、DV被害者等の安全を確保します。	健康福祉部
○ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員（婦人相談員）や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。（IV-II-1、IV-II-4）	健康福祉部
○ 女性相談所において一時保護された女性の安全性を向上するため、通報システムを整備することにより、警備体制を強化します。	健康福祉部
○ 外国籍DV被害者に対し、通訳を確保し迅速な相談支援を行います。	健康福祉部
○ DV被害者の住居確保に向けた支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援などの自立支援を行います。 また、被害者がおかれている状況に応じて、生活保護制度や福祉貸付資金等の各種自立支援施策の適切な運用を行います。	健康福祉部
○ DV被害の防止や被害者の保護に向けた取組を強化するため、「配偶者からの暴力防止等連絡会議」において、関係機関の連携強化や効果的な周知・啓発等の実施に努めます。（IV-II-1）	健康福祉部
○ 各福祉事務所に「地域配偶者等暴力防止会議」を設置し、現場における関係機関の連携強化や住民に身近な啓発活動等を行い、DV被害の未然防止に努めます。（IV-II-1）	健康福祉部
○ 女性相談所、各福祉事務所、各市町など関係機関相互の連携を強化しながら、被害者等の自立支援を行います。また、必要に応じて、一時保護、施設入所などの支援を行います。	健康福祉部
○ 県営住宅の入居抽選にあたって、母子、DV被害者、高齢者世帯等について優先的取扱を行うことにより、生活の安定に対する支援を行います。（IV-I-3の再掲）	県土整備部
○ 「配偶者からの暴力防止等連絡会議」等の場において、保護命令等に関する情報交換を実施します。	警察本部
○ 医療機関、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関相互の通報連絡体制の整備を進めます。	健康福祉部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、電話相談・面接相談等を実施します。（IV-II-1の再掲）	生活部
○ 三重県人権センターにおいて、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリングを行います。（IV-II-3）	生活部

<p>○ 女性相談所、県・市福祉事務所に配置する女性相談員（婦人相談員）に対するDV専門研修を実施するとともに、関係機関との連携推進のための会議を開催します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について、関係機関と連携のうえ、推進していきます。（IV-Ⅱ-1）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 女性に対する暴力防止セミナー等の開催を通じて、配偶者等親しい間柄の暴力も人権を侵害する犯罪行為であり、許されないとの意識の浸透をはかるとともに、被害者に対する相談・支援に関する情報提供を行います。（IV-Ⅱ-1）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。（IV-Ⅱ-1、第3章-7）</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 若年男女間の暴力（いわゆるデートDV）防止の啓発に取り組みます。（IV-Ⅱ-1）</p>	<p>健康福祉部 教育委員会</p>
<p>○ DV防止の周知・啓発、相談や一時保護の実施などについて、関係部局が特性を生かし、適正な役割分担をしながら総合行政として一体的な取組を進めます。（IV-Ⅱ-1）</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）を通じ、DV被害の届出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。</p>	<p>警察本部</p>

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

【基本計画の施策】

- セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を実施します。
- 事業者等に対して、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう、関係機関との連携をはかりながら、相談、啓発を行います。
- 地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を充実します。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる企業の割合	(2006年度) 54.9%	60.0%

・セクシュアル・ハラスメント対策（研修会、相談窓口の設置等）に取り組んでいる企業の割合（三重県中小企業貸金等実態調査）

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止のため、普及啓発を行います。	生活部
○ 男女雇用機会均等法など労働法規の趣旨や内容についての理解を深めるためセミナーを開催し、関係機関と連携し普及啓発に努めます。 （III-I-2の再掲）	生活部
○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントについて、関係機関と連携し、研修などの情報提供を行います。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、電話相談、面接相談等を実施します。（IV-II-1の再掲）	生活部
○ 三重県人権センターにおいて、人権問題に係る電話相談、面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリングを行います。（IV-II-2の再掲）	生活部
○ 勤労者からの労働に関する相談窓口を設置し相談業務を行います。	生活部
○ セクシュアル・ハラスメントを防止するために、インターネットを利用した「ネットDE研修」なども活用しながら職場での研修を進め、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを行います。	教育委員会
○ 総合教育センターにおいて、児童生徒や教職員、保護者を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する教育相談を行います。	教育委員会

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等に対する取組を推進します。

【基本計画の施策】

- 「三重県青少年健全育成条例」等により青少年に有害な凶書等の性・暴力表現などについて、関係業界の自主的な取組の促進をはかります。
- 市町青少年補導センターなどの関係機関、団体、ボランティア等と連携協力しながら、青少年の性や暴力等の行為を誘発、助長する有害な環境の浄化活動を推進します。
- 被害者等に対する相談体制の整備を進めるとともに、防止対策の普及を進めます。また、女性被害捜査員の増員など、被害者が相談しやすい体制の整備を進めます。
- ちかん等の路上犯罪を防止するため、街灯の設置など環境の整備に努めます。
- 売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。
- 人身取引についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。
- 児童買春、児童ポルノに係る行為の防止に努め、被害児童の保護や支援を行います。

【第三次実施計画の目標】

目標項目	現状値	目標値（2010年度）
	(2006年度)	
青少年健全育成協力店数	1, 354店	1, 700店

- ・ 青少年健全育成協力店として登録のあった営業店舗数

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 三重県青少年健全育成条例に基づき、青少年にとって有害な興行、凶書類、がん具類等の指定を行います。	生活部
○ 三重県青少年健全育成条例に基づく立入調査員制度の効果的な運用により、有害環境の浄化をはかります。	生活部
○ 市町青少年補導センターなど地域の関係機関や関係者等と連携協力しながら、少年非行の未然防止のため、啓発活動等の実践活動を行います。	生活部
○ DV被害に対応するため、女性相談所や各福祉事務所へ女性相談員（婦人相談員）や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。（IV-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部
○ 女性相談所に配置されている精神科医師・心理療法担当職員等により、医学的診断やカウンセリングを実施します。（IV-Ⅱ-2の再掲）	健康福祉部
○ 警察本部及び警察署に設置した警察安全相談室の充実と相談員の対応能力の向上に努めます。	警察本部
○ 警察本部及び警察署に「女性被害捜査員」を配置し、性犯罪被害に悩む女性被害者からの電話又は面接相談に応じ、心のケア等に努めます。	警察本部

<p>○ 性犯罪被害による妊娠や性感染症等に対して不安を抱える被害者等に対して、適切な対処方法等に関する情報提供を行うとともに、警察と連携して被害者のケアに当たることができる警察医の紹介、女性警察官による病院への随行等を行い、被害者の動揺を和らげ、不安や悩みの払拭をサポートします。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ 各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）を通じ、ストーカー被害の届け出の必要性、被害の現状等を広報し、被害の未然防止に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ ストーカー被害防止のための広報用小冊子を作成し、関係機関に配付します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ 安全な公共空間を確保するため、「ミニスーパー防犯灯」の防犯システムを運用するほか、関係機関・団体等と連携し、防犯灯、街路灯等の設置を促進するセーフティライトアップ運動を進めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ 人身取引についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>○ 売春防止法に基づき、福祉制度の情報提供や相談助言を行うとともに、婦人保護施設への入所決定等により自立に向けた支援を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>○ 児童買春事犯を誘引する出会い系サイト等の有害環境からの被害防止をはかるほか、少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対する取締りを推進します。</p>	<p>警察本部</p>

第3章 計画の推進

男女共同参画社会実現のためには、健康、福祉、教育、文化、産業、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要です。そのため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、2010年度の目標を共通認識とし、関係部門の連携により、総合的な取組を行うとともに、率先してポジティブ・アクションなどに取り組んでいきます。

また、市町、事業者、各種団体やNPO、県民の皆さんの主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【第二次実施計画の総括】

社会経済情勢等の変化に対応し、三重県男女共同参画基本計画の改訂を行いました。改訂にあたっては、広く県民から意見を聴くため、県内5ヶ所で「県民の意見を聴く会」の開催を行うとともにパブリック・コメントを実施しました。

庁内推進組織「三重県男女共同参画推進会議幹事会」を開催し、三重県男女共同参画審議会からの評価・提言について、実施機関等へ周知をはかりました。

「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」をはじめとした調査・研究を実施し、基本計画改訂へ反映するとともに、研修教材等の開発を行いました。

地域において男女共同参画に関する情報の収集・発信の核となる男女共同参画推進員を市町村に配置し、地域の人材発掘を行うとともに、能力発揮の場を提供しました。

男女共同参画センター「フレンテみえ」においては、「出前フレンテ」を実施するなど、市町が円滑に事業展開できるような支援を行いました。

【第三次実施計画での取組方針】

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するとともに、全施策に男女共同参画の視点が反映できるような方策を検討していきます。また、男女共同参画は最重要課題のひとつであるとの認識のもと、重点的に実施すべき施策については、適材適所の人事配置と財源の配分に努めます。

市町において男女共同参画を推進するための基本計画等の策定や円滑な事業展開ができるよう、市町の推進度に応じた支援を行います。

意欲のある女性が就業をはじめとした社会参画へチャレンジできるよう、情報提供や相談などの支援を行う拠点や支援体制づくりなどを推進します。

男女共同参画センター「フレンテみえ」においては、拠点施設である専門性を発揮し、情報発信・研修学習・相談・調査研究・参画交流機能を充実させるとともに、市町等との連携を強化します。

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

【基本計画の施策】

- 知事を議長とする庁内推進組織「三重県男女共同参画推進会議」を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。
- 県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策の策定・実施にあたるため、体系的な研修を充実します。
- 女性職員の登用、職域拡大等を進めます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の取組の推進をはかり、育児休業や介護休業制度を取得しやすい環境整備を進めるとともに、短時間労働等柔軟な雇用形態の導入について検討を進めます。
- セクシュアル・ハラスメントについて相談体制を充実するとともに、防止のための研修を実施します。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 知事を議長とする「三重県男女共同参画推進会議」をはじめとする庁内推進組織を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。	生活部ほか 全部局
○ 「三重県男女共同参画推進会議幹事会」を通じて、三重県男女共同参画審議会からの評価・提言を関係部局に周知をはかるとともに、施策への反映など活用を検討します。	生活部ほか 全部局
○ 県が取り組む施策について、男女共同参画の視点で実施するため、理念の浸透をはかるとともに、全施策が男女共同参画の視点により推進されるしくみを検討します。	生活部
○ 県職員が、男女共同参画について理解を深めるとともに、人権尊重、男女共同参画の視点に立った施策の策定、実施にあたるため、体系的な研修を実施します。	生活部ほか 全部局
○ 各職場内での人権研修や、地域における人権学習会や研修会で活用できる「人権研修テキスト」の作成に取り組みます。（Ⅳ－Ⅱ－Ⅰ）	生活部
○ 人材育成方針に基づき、計画的な人材育成に努めるとともに、能力、意欲、適性に応じ幅広い職務を経験することができるよう、職員の配置について配慮します。（Ⅰ－2の再掲）	全部局
○ 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。（Ⅰ－2の再掲）	総務部

○ 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、採用試験の広報に際しては女性を対象とした情報提供を継続的に行っていきます。（Ⅰ－２の再掲）	人事委員会
○ 女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を目指し、労使協働の取組による意見交換等を行います。（Ⅰ－２の再掲）	総務部ほか 全部局
○ 労働時間短縮を普及促進するため、県が率先実行で、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。（Ⅲ－Ⅰ－５の再掲）	総務部ほか 全部局
○ 県において、仕事と家庭の両立や次世代育成支援の視点に立ち、多様な勤務形態等の導入について検討を進めるため、労使協働の取組による意見交換なども実施しながら、次世代育成支援行動計画を計画的かつ着実に推進します。（Ⅲ－Ⅰ－４の再掲）	総務部
○ 男性職員の育児参加を促すため、各種制度の周知や育児参加の奨励などの意識普及を行うとともに、職場における環境づくりに努めます。	総務部 全部局
○ 教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」を着実に効果的に推進するため、次世代育成支援推進委員会を定期的に開催し、プランの進捗管理等に努めます。（Ⅰ－２）	教育委員会
○ 警察業務の特殊性をふまえながら、職員の意識改革、育児中の職員への配慮・支援、職場全体の理解の醸成など、仕事と家庭生活の両立を支援します。	警察本部
○ セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施するとともに、相談員等による相談・助言を行います。	総務部
○ セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりのため、相談窓口を開設するとともに、研修会の開催などを行います。	教育委員会

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。施策の進捗状況については、年次報告書を作成し、公表します。また、男女共同参画に関する施策を着実に実施するため、効果的な評価方法を検討し、実施します。

【基本計画の施策】

- 施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進をはかるため、期間を定めて実施計画を策定します。

- 男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画年次報告を作成し、公表します。
- 男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、「三重県男女共同参画審議会」において評価の方法等を検討し、実施します。
- 評価の結果を県民に公表し、今後の施策に反映させます。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 第二次実施計画の目標項目及び事業内容等の見直しを行い、2007年（平成19年）度から2010年（平成22年）度までを期間とする第三次実施計画を策定し、施策の目標と事業を明らかにして改訂基本計画の着実な実施と進行管理に努めます。	生活部
○ 三重県男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況、審議会による評価・提言等を盛り込んだ「三重県男女共同参画年次報告」を作成し、公表します。	生活部
○ 男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、みえ政策評価システムによる自己評価を実施するとともに、「三重県男女共同参画審議会」において評価・提言を実施します。	生活部
○ 三重県男女共同参画審議会による評価・提言について、取組方針を作成するとともに、実施機関等へ周知徹底をはかり、実施機関と連携しながら、今後の施策に反映します。	生活部

3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する県民の意識や実態等を定期的に調査します。
- 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する県民の意識や生活について調査します。	生活部

○ 女性のチャレンジ支援策を効果的に進めるため、ニーズ調査や検証のための調査研究を行うとともに、成功事例等の情報を総合サイト等で提供します。（Ⅰ－6）	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。（第3章－7の再掲）	生活部
○ 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、多様な媒体、手法を活用して県民等に提供します。	生活部
○ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。（Ⅱ－6の再掲）	生活部

4 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画に関する県の施策について、相談・苦情窓口を明確にし、適切な対応を行います。
- 県民からの男女共同参画に関するさまざまな相談に応じる体制や機能について、充実するとともに相談員の資質向上をはかります。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 男女共同参画に関する相談、苦情等について、生活部及び男女共同参画センター「フレンテみえ」等において適切な対応を行います。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女のライフステージに生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。 また、専門相談として、弁護士、看護大学助産師等による相談を実施します。（第3章－7の再掲）	生活部
○ 県における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について点検、検討し、充実をはかるとともに、県民への広報に努めます。	生活部
○ 県民の声データベースシステムにより、県職員が県民からの意見の情報を共有するとともに、県民の意識を的確に把握し、施策に反映させるしくみづくりを促進します。 また、「知事と語ろう 本音でトーク」や「みえ出前トーク」等、県民とのコミュニケーションの機会の確保に努め、広聴体制を充実します。	政策部

5 市町との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供、研修機会の提供などの支援を行います。

【基本計画の施策】

- 県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組みます。
- 男女共同参画に関する施策の充実および推進体制の整備について、市町に働きかけます。
- 市町の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 市町に対して、県における男女共同参画の現状や施策について情報を提供します。	生活部
○ 市町における取組を、男女共同参画センター「フレンテみえ」の情報誌「フレンテ」やホームページ等を活用して紹介します。	生活部
○ 情報の共有をはかるため、市町担当者会議等を開催します。	生活部
○ 市町の男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。	生活部
○ 男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施により、市町の取組への支援を行います。（第3章－7の再掲）	生活部
○ 市町による住民等を対象とした講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を活用し、市町の積極的な取組への支援を行います。	生活部
○ 市町長や団体の長等に対してインタビューを実施することにより、市町長や団体の長等の男女共同参画への認識を深め、リーダーシップの発揮に向けた働きかけを行います。（I－3の再掲）	生活部
○ 市町の主体性に配慮しつつ、事業展開の方向、条例、計画策定、講座・啓発等事業実施等、男女共同参画のさまざまなことがらについて情報提供、講師派遣等の支援を行うとともに、県の持つノウハウの移転をはかります。	生活部
○ 市町が男女共同参画施策を計画的に実施するための、基本計画策定に向けた気運の醸成、取組の支援を行います。（I－3の再掲）	生活部

6 NPO、各種団体等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO等の活動を支援するとともに、連携、協働を進めます。

【基本計画の施策】

- NPO、各種団体、グループ等の活動と相互の連携を支援します。
- NPO、各種団体、グループ等と連携を強化し、協働で事業を実施します。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(Ⅲ-Ⅲ-4の再掲)	生活部
○ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(Ⅲ-Ⅲ-4の再掲)	生活部
○ 男女共同参画を含むすべての分野のNPO活動(ボランティア・市民活動)についての情報の受・発信を行い、市民活動が活性化するための側面的支援を行っていきます。	生活部
○ 地域住民が自ら参画し、一人ひとりが尊重されるまちづくりの視点に立った地域課題を解消するための、NPO、自治会、住民などで構成する活動組織による取組を支援します。(Ⅲ-Ⅲ-4の再掲)	生活部
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。(Ⅱ-1の再掲)	生活部
○ 日本まんなか共和国男女共同参画交流事業に県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成をはかります。(Ⅰ-5、Ⅱ-3、第3章-7)	生活部
○ 女性のチャレンジ支援を総合的に推進するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。(第3章-8の再掲)	生活部
○ NPO等からの協働事業の提案を行政が受け止め、その実現に向け双方が協働で協議・調整を行う協働事業等提案制度を運用し、行政とNPO等が対話や意見交換を行うための場づくりを進めます。	生活部
○ NPO等と行政が協働の質を高めるため、共に協働事業のふりかえり(検証)を行う、協働事業のふりかえり(検証)のしくみの一層の充実とその浸透・定着をはかります。	生活部

7 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

【基本計画の施策】

- 男女共同参画センターの役割、事業について検討を行い、県内全域を対象としたセンター機能を充実します。
- 情報コーナーを充実するとともに、ホームページ、広報誌等多様な媒体を利用した情報提供を進めます。
- 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。
- NPO、各種団体、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- 男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。
- 相談事業の充実と各種相談機関との連携強化を進めます。
- NPO、企業、各種団体、グループとの協働を進めるとともに、国、市町、関係機関との連携を強化します。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
○ 先進的な取組を進める男女共同参画支援施設等の事業内容、運営手法等を調査研究します。	生活部
○ 情報コーナー、ホームページの充実、情報誌「フレンテ」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を充実します。（Ⅱ－１）	生活部
○ 県民、NPO等の参画を得て、男女共同参画について考えるフォーラムを開催します。（Ⅱ－１の再掲）	生活部
○ 男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容や周知方法等を検討し男性参加者の増加のため積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。（Ⅱ－１の再掲）	生活部
○ 6月を男女共同参画強調月間として、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。（Ⅱ－１）	生活部
○ 男女共同参画に関して、対象者や課題などさまざまなニーズに対応できる多様な講座を開催します。（Ⅱ－３、Ⅲ－Ⅲ－１、Ⅲ－Ⅲ－４） また、各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすいような配慮を行うよう努めます。（Ⅱ－３の再掲）	生活部
○ 各種事業における託児サービスを促進するため、託児ボランティアの育成を支援します。	生活部

<p>○ 県民、事業者、市町等が行う男女共同参画に関する講座等に対して、講師派遣、資料の提供などの支援を行います。(Ⅲ－Ⅲ－4の再掲)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 個人、NPO等の活動を支援するため、登録団体等への情報提供、活動の場の提供等の支援を行うとともに、登録制度のPRに努めます。</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 多様な活動主体が連携・ネットワーク化し、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。(Ⅲ－Ⅲ－4の再掲)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。(第3章－3)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集し、県民に提供します。(Ⅱ－6の再掲)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女のライフステージに生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。 また、専門相談として、弁護士、看護大学助産師等による相談を実施します。(第3章－4)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 自分の現在の状況がDV被害にあっていることに気づいていない人が気づくきっかけとするとともに、深刻なDV被害に陥るのを防止するために、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。(Ⅳ－Ⅱ－2の再掲)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 相談者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるように、相談員等に対する研修を実施します。</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 男女共同参画月間事業や男女共同参画フォーラムなど、各種事業の企画・運営に携わる企画運営サポーターを養成します。(Ⅱ－3)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 日本まんなか共和国男女共同参画交流事業に県内活動団体等の派遣を行い、県内外における交流と連携を深め、男女共同参画の気運の醸成をはかります。(第3章－6の再掲)</p>	<p>生活部</p>
<p>○ 市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施により、市町の取組への支援を行います。(第3章－5)</p>	<p>生活部</p>

8 チャレンジ支援の体制づくり

あらゆる分野における男女のチャレンジについて、啓発を進めるとともに支援する体制づくりを進めます。

【基本計画の施策】

- ◎ チャレンジ支援を総合的に推進するため、チャレンジ総合サイトの開設等による情報提供サービス、ワンストップサービスの提供等を行います。
- ◎ 地域においてチャレンジ支援を普及する体制づくりを進めます。

【第三次実施計画の事業】

事業内容等	担当部局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性のチャレンジ支援を総合的に支援するため、各支援機関等からなるネットワーク会議を設置し、総合調整をはかります。 (Ⅰ-6、Ⅱ-4、Ⅲ-I-1、Ⅲ-I-3、Ⅲ-I-4、第3章-6) 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ チャレンジしたい女性のため、支援機関の情報や活用の方法等を掲載したハンドブック等を作成するとともに、チャレンジ支援情報を掲載した総合サイトを開設して支援情報の一元化をはかります。 (Ⅰ-6、Ⅲ-II-4) 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 意欲のある女性等の就業をはじめとした社会参画を支援するため、「みえチャレンジプラザ」を設置し、関係機関と連携して、情報提供や相談など必要な支援を行います。(Ⅲ-I-4の再掲) 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるチャレンジ支援を推進するため、県内各地域にチャレンジサポーターを設置・養成し、情報提供や助言等を行います。 (Ⅰ-5の再掲) 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ チャレンジサポーター会議を開催し、チャレンジサポーター間のネットワークを構築します。(Ⅰ-5の再掲) 	生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催などにより、チャレンジサポーター、市町、県等が協働して、地域の特性に応じたチャレンジ支援の普及をはかるとともに、地域のチャレンジモデルを発掘してインタビューを実施し、事例集を作成します。(Ⅰ-5の再掲) 	生活部

第三次実施計画における指標及び目標一覧

第2章 施策の方向、施策及び実施事業

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2010年度）
● 県・市町の審議会等における女性委員の登用率	(2006年度) 22.3%	25.0%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2010年度）
● 県の審議会等のうち男女のバランスがとれた構成の審議会等の割合	(2006年度) 49.4%	57.3%
室長以上の女性職員数（知事部局）	(2007年4月1日) 34人	(2011年4月1日) 50人
● 男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合	(2006年度) 58.6%	75.0%
企業表彰数（累計）	(2006年度) 15	23
● チャレンジサポーターの活動件数	(2006年度) -	1,080件
● 環境教育参加者数	(2006年度) 20,508人	22,500人
● 県が実施するチャレンジ支援事業により支援した人数	(2006年度) -	2,700人

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2010年度）
● 男女共同参画センター主催事業への参加者数	(2006年度) 10,269人	毎年 10,000人以上

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2010年度）
● 男女共同参画センター主催事業への参加者数	(2006年度) 10,269人	毎年 10,000人以上
男女共同参画フォーラム（ホールイベント）での男性参加率	(2006年度) 40.0%	毎年 30.0%以上
男女共同参画に関する校内研修を実施した学校の割合	(2006年度) 63.9%	80.0%
教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合	(2006年度) 88.1%	95.0%
男女共同参画センター「フレンドみえ」のホームページへのアクセス件数	(2006年度) 26,309件	毎年 24,000件以上
「三重の労働」発行回数（累計）	(2006年度) 7回	31回

メディアへの情報提供数	(2006年度) 28件	毎年 24件以上
●(財)三重県国際交流財団および市町国際交流協会の会員数	(2006年度) 2,706人・団体	2,850人・団体

Ⅲ 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値(2010年度)
●男女格差の是正に取り組んでいる企業の割合	(2006年度) 18.3%	37.2%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値(2010年度)
事業者向け研修会等への参加者数	(2006年度) 363人	370人
管理職に占める女性の割合(役員を除く)	(2006年度) 5.1%	10.0%
●県が実施または支援する職業訓練への参加者数	(2006年度) 2,433人	2,650人
柔軟な就業形態を導入している事業所の割合	(2006年度) 32.0%	38.0%
●中小企業の一般事業主行動計画の策定・届出数	(2006年度) 43事業所	150事業所

Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値(2010年度)
●1農業委員会あたりの女性農業委員数	(2006年度) 1.58人 (46人/29市町)	2人以上

施策の方向の目標項目	現状値	目標値(2010年度)
●1農業委員会あたりの女性農業委員数	(2006年度) 1.58人 (46人/29市町)	2人以上
農村・漁村女性アドバイザー数	(2006年度) 181人	200人
家族経営協定締結農家数	(2006年度) 179	530
女性起業数(年間販売額1千万円以上)	(2006年度) 11経営体	20経営体

Ⅲ－Ⅲ 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（2010年度）
自治会長の女性割合	(2007年度) 2.0%	2.2%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2010年度）
●就労環境整備のための県の取組に参加している事業所数	(2006年度) 190事業所	390事業所
●特別保育実施箇所数	(2006年度) 230か所	346か所
●在宅介護サービス利用率	(2006年度) 57.7%	60.0%
三重県総合防災訓練への女性参加率	(2006年度) 12.0%	25.0%
●地域づくり情報の提供数（累計）	(2006年度) －	160回

Ⅳ 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

Ⅳ－Ⅰ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

基本施策の指標	現状値	目標値（2010年度）
●健康づくり推進事業者数	(2006年度) 425事業者	576事業者

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2010年度）
●リスナー（心の健康づくりをサポートできる人）指導者養成数（累計）	(2006年度) 124人	200人
●三重県不妊専門相談センターへの相談件数	(2006年度) 147件	165件
●商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	(2006年度) 1,295施設	2,075施設
●相談支援センターへの登録者数	(2006年度) 2,560人	3,370人

IV-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（2010年度）
●「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率	(2006年度) 74.0%	100%

施策の方向の目標項目	現状値	目標値（2010年度）
配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数 (県DV防止会議)	(2006年度) 年1回	年1回以上
●「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率	(2006年度) 74.0%	100%
セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる企業の割合	(2006年度) 54.9%	60.0%
●青少年健全育成協力店数	(2006年度) 1,354店	1,700店

●・・・県民しあわせプラン第二次戦略計画における目標項目

参 考 デ ー タ

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

項目		現状値	資料出所
県議会議員数		(2007年度) 51人 (男49、女2)	2007. 4. 9現在
県行政委員会委員数 ☆ 1		(2007年度) 72人 (男58、女14)	2007. 4. 1現在
県の審議会等における委員数		(2007年度) 976人 (男668、女308)	2007. 4. 1現在 男女共同参画室調べ
県の審議会等への女性委員の登用率		(2007年度) 31. 6%	2007. 4. 1現在 男女共同参画室調べ
●人材育成に関する職員満足度		(2006年度) 60. 3%	総務部「三重県職員満足度アンケート」
県職員採用者数		(2007年度) 80人 (男58、女22)	人材政策室調べ
県職員	職員数	(2007年度) 4, 743人 (男3, 838、女905)	人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆ 2	(2007年度) 5. 3% (男604、女34)	人材政策室調べ
県教員採用者数	小学校	(2007年度) 168人 (男61、女107)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	中学校	(2007年度) 117人 (男60、女57)	
	県立学校	(2007年度) 55人 (男29、女26)	
小学校	教員数	(2007年度) 5, 988人 (男2, 438、女3, 550)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆ 3	(2007年度) 18. 9% (男676、女158)	教育委員会事務局人材政策室調べ
中学校	教員数	(2007年度) 3, 286人 (男2, 042、女1, 244)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆ 4	(2007年度) 4. 7% (男322、女16)	教育委員会事務局人材政策室調べ

県立学校	教員数	(2007年度) 3,595人 (男2,424、女1,171)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆5	(2007年度) 6.6% (男169、女12)	教育委員会事務局人材政策室調べ
県教育委員会	職員数	(2007年度) 349人 (男275、女74)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆6	(2007年度) 4.7% (男41、女2)	教育委員会事務局人材政策室調べ
県立学校	事務職員数(司書除く)	(2007年度) 294人 (男202、女92)	教育委員会事務局人材政策室調べ
	管理職への女性登用率 ☆7	(2007年度) 9.6% (男66、女7)	教育委員会事務局人材政策室調べ
市町議会議員数		(2007年度) 636人 (男564、女72)	2007.4.1現在 男女共同参画室調べ
市町行政委員会委員数 ☆8		(2007年度) 1,265人 (男1,137、女128)	2007.4.1現在 男女共同参画室調べ
市町	審議会等への女性委員登用率	(2007年度) 20.3% (男6,410、女1,634)	2007.4.1現在 男女共同参画室調べ
	管理職への女性登用率 ☆9	(2007年度) 11.4% (男2,309、女298)	2007.4.1現在 男女共同参画室調べ
民生委員数		(2006年度) 3,955人 (男1,689、女2,266)	地域福祉室調べ
チャレンジシンポジウム参加者数		(2006年度) —	男女共同参画室調べ

☆1 地方自治法第180条の5に規定する県の各種委員会の委員数

☆2 県職員(知事部局)のうち、室長以上の女性職員の割合

☆3～5 小学校(中学校・県立学校)の教員のうち、校長、教頭の女性教員の割合

☆6 教育委員会事務局職員のうち、室長以上の女性職員の割合

☆7 県立学校職員のうち、事務長の女性職員の割合

☆8 地方自治法第180条の5に規定する市町の各種委員会の委員数

☆9 市町職員のうち、課長級以上の女性職員の割合

II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

項目	現状値	資料出所
●一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度 ☆1	(2006年度) 27.8%	政策部企画室 「一万人アンケート」
●人権施策を推進するための基本計画等を策定した市町の割合	(2006年度) 79.3%	人権・同和室調べ
●「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合 ☆2	(2006年度) 10%	教育委員会事務局人権・同和教育室調べ
総合教育センターにおける男女共同参画に関する研修への教員参加者数	(2006年度) 429人	教育委員会事務局研修指導室調べ
青年海外協力隊隊員数（派遣中） ☆3	(2007年度) 42人（男19、女23）	2007.7.31現在 JICA青年海外協力隊事務局調べ
海外技術研修員数（研修中） ☆4	(2007年度) 6人（男3、女3）	2007.6.30 現在 国際室調べ
●外国人相談窓口数	(2006年度) 22か所	国際室調べ
国際ボランティア人数 ☆5	(2006年度) 80人	国際室調べ

☆1 「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合

☆2 学校や地域において、校区住民を対象に人権意識を高める活動（フェスティバル等の体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動）に取り組む「人権教育推進協議会」の割合

☆3 ODAにより、途上国の発展を支援するため、派遣されている青年海外協力隊員の三重県出身者数

☆4 三重県に累積された技術を活用し、官民協力して行う海外技術研修制度により研修を受けている人数

☆5 国際交流・協力、通訳などを行ったり、行おうとしているボランティアの数（（財）三重県国際交流財団登録簿）

III 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
就業者数	(2005年) 922,622人 (男532,266、女390,356)	総務省「国勢調査」
15歳以上の労働力率 ☆1	(2005年) 男69.2%、女47.1%	総務省「国勢調査」
所定内給与額 ☆2	(2006年) 男323千円、女210千円	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

平均勤続年数	(2006年) 男14.2年、女8.9年	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
津高等技術学校学卒者訓練生	(2006年度) 87人(男85、女2)	2006.4.1現在 勤労・雇用支援室調べ
女性を管理職等に登用している企業の割合(役員を除く) ☆3	(2006年度) 15.0%	勤労・雇用支援室「中小企業賃金等実態調査」
パートタイマーを雇用している企業の割合	(2006年度) 67.8%	勤労・雇用支援室「中小企業賃金等実態調査」
育児休業規定整備率	(2006年度) 68.4%	勤労・雇用支援室「中小企業賃金等実態調査」
介護休業規定整備率	(2006年度) 58.5%	勤労・雇用支援室「中小企業賃金等実態調査」
セクシュアル・ハラスメント相談件数	(2006年度) 135件	三重労働局調べ

☆1 15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた労働力人口が、人口に占める割合

☆2 きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの

☆3 女性を管理職(課長相当職、部長相当職)に登用している企業等の割合

Ⅲ－Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
●新規就農(業)数 ☆1	(2006年度) 70人	担い手室調べ
農業就業人口(販売農家)	(2005年) 57,810人 (男26,351、女31,459)	農林水産省「2005年農林業センサス結果」
農業協同組合個人正組合員数(女性割合)	(2005年) 11.8%	担い手室調べ
漁業協同組合正組合員数(女性割合)	(2005年) 9.0%	担い手室調べ
森林組合正組合員数(女性割合)	(2005年) 7.7%	林業経営室調べ
農業大学校在学学生数 ☆2	(2006年度) 62人(男47、女15)	担い手室調べ
酪農ヘルパー利用酪農家率 ☆3	(2006年度) 37.2%	担い手室調べ

☆1 県内で農業を始めた人の数

☆2 農業大学校養成科在学学生数

☆3 酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する酪農ヘルパーを利用した割合

Ⅲ－Ⅲ 家庭・地域における男女共同参画の推進

項目	現状値	資料出所
ファミリー・サポート・センターの設置数	(2006年度) 16	勤労・雇用支援室調べ
ファミリー・サポート・センターの会員数	(2006年度) 4,674人	勤労・雇用支援室調べ
保育所(認可)数	(2006年度) 440か所、定員39,786人	こども家庭室調べ
●県内における各種保育(預かり)サービス事業実施率☆1	(2006年度) 57%	こども家庭室調べ
乳児保育実施保育所数	(2006年度) 19か所、4市	こども家庭室調べ
延長保育実施保育所数	(2006年度) 149か所、20市町	こども家庭室調べ
休日保育実施保育所数	(2006年度) 7か所、7市	こども家庭室調べ
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)実施保育所数	(2006年度) 6か所、6市	こども家庭室調べ
一時保育実施保育所数	(2006年度) 68か所、13市町	こども家庭室調べ
放課後児童クラブ数 ☆2	(2006年度) 189か所、26市町	こども家庭室調べ
放課後子ども教室数 ☆3	(2006年度) 29か所、11市町	教育委員会事務局生涯学習室調べ
児童館設置数	(2006年度) 45か所、16市町	こども家庭室調べ
こども家庭相談における電話相談受付件数	(2006年度) 1,778件	こども家庭室調べ
●家庭教育に関する学びの機会への参加者数(累計) ☆4	(2006年度) —	教育委員会事務局生涯学習室調べ
高齢者夫婦のみの世帯数	(2005年度) 56,554世帯	総務省「国勢調査」
高齢者単身世帯数	(2005年度) 52,833世帯 (男12,904、女39,929)	総務省「国勢調査」
高齢者の人数と割合	(2005年) 400,647人、21.5% (男169,961、女230,686)	総務省「国勢調査」

高齢者のいる世帯数と割合	(2005年) 265,712世帯、39.5%	総務省「国勢調査」
要介護（支援）認定者数	(2005年度) 70,785人	長寿社会室調べ
●介護予防後の中重度の要介護認定者数 割合 ☆5	(2006年度) 9.3%	長寿社会室調べ
●介護予防サービス利用率 ☆6	(2006年度) 74.8%	長寿社会室調べ
介護老人福祉施設数(特別養護老人ホーム)	(2006年度) 106か所、定員6,410人	長寿社会室調べ
介護老人保健施設数	(2006年度) 59か所、定員5,673人	長寿社会室調べ
介護療養型医療施設数	(2006年度) 42か所、定員1,397人	長寿社会室調べ
養護老人ホーム数	(2006年度) 21か所、定員1,320人	長寿社会室調べ
通所介護事業所数	(2006年度) 469か所	長寿社会室調べ
認知症高齢者グループホーム設置箇所数	(2006年度) 125か所	長寿社会室調べ
軽費老人ホーム（ケアハウス）数	(2006年度) 27か所、定員1,165人	長寿社会室調べ
訪問介護員（ホームヘルパー）数	(2006年度) 6,288人	長寿社会室調べ
介護支援専門員（ケアマネージャー）数	(2006年度) 5,810人	長寿社会室調べ
●ユニバーサルデザインアドバイザー数 （累計） ☆7	(2006年度) 785人	地域福祉室調べ
ボランティア登録人数 ☆8	(2006年度) 52,061人	地域福祉室調べ

- ☆1 夕刻以降の預かり（延長保育、放課後児童クラブ等）、休日・一時預かり（休日・一時保育、ファミリー・サポート・センター）、病児・病後児の預かり（病児・病後児保育）の市町における事業実施率
- ☆2 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の適切な遊びや生活の場として設置する「放課後児童クラブ」の数
- ☆3 放課後や週末等に小学校内外の施設を活用し、子どもたちに安全安心なスポーツ・文化活動、交流活動や学習活動等の場として設置する「放課後子ども教室」の数
- ☆4 県が作成した、家庭教育について学習するプログラムを活用した学習機会への参加者数の2007年度からの累計
- ☆5 第1号被保険者（65歳以上高齢者）のうち、中重度の要介護認定（要介護2～5）を受けている者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告」速報値）
- ☆6 要支援1・2のうち、介護予防サービスを利用している者の割合（厚生労働省「介護保険事業状況報告」速報値）
- ☆7 ユニバーサルデザインアドバイザー養成研修を修了した人の数
- ☆8 県・市町ボランティアセンターに登録している人数（三重県社会福祉協議会調べ）

IV 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

IV-1 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

項目	現状値	資料出所
病状に応じて、身近なところで適切な医療が受けられることに対する満足度☆1	(2006年度) 92.6%	政策部企画室 「一万人アンケート」
周産期死亡率（出産千対）☆2	(2005年) 4.9人	厚生労働省 「人口動態統計」
人工妊娠中絶件数	(2005年度) 4,552件 (うち20歳未満520件)	厚生労働省 「母体保護統計」
●がん検診啓発公開講座参加者数	(2006年度) 595人	健康づくり室調べ
乳児死亡率（出生千対）	(2005年) 2.2人	厚生労働省 「人口動態統計」
生きがいのある人の割合	(2004年度) 62.3%	健康づくり室 「健康実態調査」
自殺者数	(2004年) 387人（男280、女107）	厚生労働省 「人口動態統計」
●グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数 ☆3	(2006年度) 653人	障害福祉室調べ
●一般就労へ移行した障がい者数 ☆4	(2006年度) 30人	障害福祉室調べ
ひとり親世帯数	(2005年) 11,103世帯 (母子9,667、父子1,436)	総務省「国勢調査」
母子自立支援員相談件数 ☆5	(2006年度) 5,644件	こども家庭室調べ
母子寡婦福祉資金貸付件数 ☆6	(2006年度) 396件	こども家庭室調べ
ひとり親家庭等介護人派遣日数 ☆7	(2006年度) 3日	こども家庭室調べ

☆1 「病状に応じて、身近なところで適切な医療が受けられること」に対して、「満足」「どちらかといえ
ば満足」と回答した人の割合

☆2 年間の出産数に占める妊娠満22週以後の死産数と生後1週間未満の死亡数の合計の割合

☆3 グループホーム、ケアホーム等事業の利用者数

☆4 一般就労し、就労サポート事業で支援した障がい者数

☆5 母子家庭及び寡婦等に対し母子自立支援員が相談指導を行った件数

☆6 母子及び寡婦福祉資金貸付件数（新規及び継続）

☆7 母子・寡婦及び父子家庭が介護人の派遣を受けた述べ日数

IV-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

項目		現状値	資料出所
DV相談件数	女性相談所等	(2006年度) 926件	女性相談所調べ
	男女共同参画センター	(2006年度) 239件	男女共同参画センター調べ
	警察本部	(2006年) 324件	警察本部調べ
DV被害者保護実施件数		(2006年度) 60件	女性相談所調べ
DV防止法に基づく命令件数 ☆1		(2006年度) 35件	男女共同参画室調べ
配偶者や恋人から命の危険を感じるくらいの暴行を受けた人の割合		(2005年度) 2.0%	男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」
ストーカー事案の把握数		(2006年) 227件	警察本部調べ
警察本部における各種被害相談窓口の活用実績		(2006年) 340件	警察本部調べ
警察学校等における被害者対策に関する職員教養受講者数		(2006年) 514人	警察本部調べ
●被害者相談の満足度 ☆2		(2006年) —	警察本部調べ

☆1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）に基づいて、接近禁止命令又は退去命令がなされた件数

☆2 被害者から見た相談対応の充実度合いについてのアンケート調査結果。暦年（1月～12月）で把握

第3章 計画の推進

項目	現状値	資料出所
男女共同参画研修等に参加した県職員数	(2006年度) 595人	男女共同参画室調べ
男性職員の育児休業取得者数 (部分休業を含む・知事部局)	(2006年度) 7人	人材政策室調べ
男性職員の育児休業取得者数	(2006年度) 6人	教育委員会事務局人材政策室調べ
男女共同参画センター「フレンテみえ」 における相談件数	(2006年度) 1,968件	男女共同参画室調べ
男女共同参画都市宣言実施市町数(累計) ☆1	(2007年度) 6	(2007. 4. 1現在) 男女共同参画室調べ
●NPO(ボランティア団体・市民活動 団体等)の数 ☆2	(2006年度) 1,522団体	NPO室調べ
●みえチャレンジプラザ利用者数	(2006年度) —	男女共同参画室、勤労・ 雇用支援室調べ

☆1 国との共催で宣言を行った市町、及び独自に宣言を行った市町の数(市町村合併で宣言を引き継いだ場合も含む)

☆2 県が地域の市民活動センターとも連携して把握している県内のNPOの数

その他

項目		現状値	資料出所
年齢3区分別人口		(2005年) 0～15歳未満 27万人 (14.3%) 15歳～64歳 120万人 (64.1%) 65歳以上 40万人 (21.5%)	総務省「国勢調査」
出生数		(2005年) 15,345人	厚生労働省 「人口動態統計」
合計特殊出生率 ☆1		(2005年) 1.36人	厚生労働省 「人口動態統計」
1世帯当たりの人数		(2005年) 2.73人	総務省「国勢調査」
婚姻件数 (人口千人当り)		(2005年) 9,640件 (5.3件)	厚生労働省 「人口動態統計」
離婚件数 (人口千人当り)		(2005年) 3,700件 (2.0件)	厚生労働省 「人口動態統計」
平均初婚年齢		(2005年) 夫29.2歳、妻27.5歳	厚生労働省 「人口動態統計」
未婚率	25～29歳	(2005年) 男67.2% 女53.5%	総務省「国勢調査」
	30～34歳	男42.0% 女25.9%	
	35～39歳	男27.5% 女14.3%	
高校進学率		(2006年度) 男95.8%、女96.8%	文部科学省 「学校基本調査」
短大進学率		(2006年度) 男 1.4%、女13.9%	文部科学省 「学校基本調査」
大学進学率		(2006年度) 男47.6%、女35.9%	文部科学省 「学校基本調査」

☆1 一人の女性が生涯の間に平均何人の子どもを産むかの推計値

●…県民しあわせプラン第二次戦略計画における目標項目

三重県生活部男女共同参画室

住所 三重県津市広明町13番地 (〒514-8570)

電話 059-224-2225

FAX 059-224-3069

E-mail iris@pref.mie.jp